



綾部市地域福祉計画

令和2年度～令和6年度

ひとり
一人ひとりが主人公
しあわ
幸せの『縁と援』がひろがるまち あやべ
えん えん

令和2年3月

綾部市

は じ め に



今日、地域社会の様相は大きく変貌し、地域福祉の基盤となる共同意識の低下や人と人とのつながりが希薄化する中で、地域福祉の課題は複雑化し、市民のニーズも多様化しております。

そうした状況にあっても、本市においては、隣近所の日常的な付き合いをはじめ、自治会行事や伝統行事など、市民の積極的ななかかわりの中で、様々な取組がなされております。こうした活動やつながりは本市特有の財産です。そして、それらを基盤として、新たなつながりが生まれ、広がっていくことが大切だと考えています。

本市では、地域福祉を総合的に推進する大きな柱とするため、平成17年に市民・福祉関係者・行政がそれぞれの役割を發揮し、協働の歩みを進めることを目的として「綾部市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の向上を図ってまいりました。

この度、第3次の計画期間が終了することから、地域福祉の取組をさらに進めるべく、令和2年度～令和6年度の5か年の計画を策定しました。

本計画では、「一人ひとりが主人公 幸せの『縁と援』がひろがるまち あやべ」を基本理念とし、互いの人権や人格を尊重して誰もが自分らしく暮らしていけるまちの実現を目指し、計画に沿った取組を推進してまいります。

住み慣れた地域において、共に暮らすことのできる社会を実現していくために、個人や家族の努力だけではなく、地域でお互いが支え合い、また公的な制度やサービスの利用など、自助、互助、共助、公助それぞれの役割を果たしながら連携して取り組むことが重要となります。市民の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、多大なるご尽力を賜りました綾部市地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、関係者の皆様、アンケートやヒアリング調査等で貴重なご意見ご提言をいただきました市民や各種団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月 綾部市長

小 崎 善 也

【目 次】

第1章 地域福祉計画の策定（改定）にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 綾部市の地域福祉計画について	2
3. 計画の性格と位置づけ	3
4. 計画の期間	4
5. 計画策定体制	4
第2章 綾部市の地域福祉の現状と課題	5
1. 統計データからみる綾部市の現状	5
2. 市民の声・ニーズ	12
3. 綾部市の地域福祉推進に向けた課題	13
第3章 綾部市の地域福祉推進の考え方	20
1. 綾部市の福祉の基本理念	20
2. 基本目標	21
3. 施策体系	22
4. 地域福祉圏域の考え方	24
第4章 地域福祉を推進する具体的な取組	25
基本目標Ⅰ 地域を担う人づくり	25
基本目標Ⅱ 地域が助け合うつながりづくり	31
基本目標Ⅲ 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	37
基本目標Ⅳ 地域福祉の充実につながるまちづくり	43
第5章 地域福祉計画の推進に向けて	49
1. 地域福祉計画の推進に向けて	49
資料編	50
1. アンケート調査結果	50
2. 綾部市地域福祉計画策定委員会設置要綱	61
3. 綾部市地域福祉計画策定委員会委員名簿	62
4. 社会福祉法（抜粋）	63
5. 計画の策定経過	65
6. 用語解説	66

第1章 地域福祉計画の策定（改定）にあたって

1. 計画策定の背景



少子・高齢化の一層の進展や人口減少が進み、人々の価値観やライフスタイルの多様化、社会経済情勢の大きな変化等、わたしたちの暮らしを取り巻く環境はめまぐるしく移り変わり、家庭や地域で支え合う力の弱まりが指摘されてきました。

一方で近年、自然災害に対する防災意識や、事故や犯罪から子どもや高齢者等を守る意識が高まり、家族や地域のつながりが見直され、地域福祉の推進による住民同士のつながりづくりへの期待が大きくなっています。

こうした中、平成12年に改正された社会福祉法において、市町村による「地域福祉の推進」が位置づけられました。これにより、市民に最も身近な行政主体である市と、市民、関係機関・団体等が共に参画しながら地域における福祉課題を解決するため、福祉分野における各計画の上位計画として計画を策定することとなりました。また、平成30年の同法の一部改正により地域福祉計画の策定が任意から努力義務とされたところです。

表 地域福祉計画の策定をめぐる動向

	実施主体			動向
	国	京都府	綾部市	
平成12年度	●			社会福祉法の一部改正（市町村地域福祉計画等の法制化）
平成15年度		●		「京都府地域福祉支援計画」策定
平成17年度			●	「綾部市地域福祉計画（平成17年度～平成21年度）」策定
平成20年度		●		「京都府地域福祉支援計画」の改訂による期間延長
平成22年度			●	「綾部市地域福祉計画（平成22年度～平成26年度）」策定
平成26年度		●		「第2次京都府地域福祉支援計画」策定
平成27年度			●	「綾部市地域福祉計画（平成27年度～平成31年度）」策定
平成29年度	●			「地域福祉計画の策定ガイドライン」の提示
平成30年度	●			社会福祉法の一部改正（地域福祉計画の策定が努力義務化）
平成31年度		●		「第3次京都府地域福祉支援計画」策定
令和元年度			●	「綾部市地域福祉計画（令和2年度～令和6年度）」策定

2. 綾部市の地域福祉計画について



本市では、平成17年3月に「綾部市地域福祉計画」を策定し、“みんなで築こう新しい「向こう三軒両隣*」”を本市の福祉の理想像として掲げ、市民と行政の協働の歩みを進めてきました。その後、平成22年3月、平成27年3月と計画の改訂を行い、平成27年3月に策定した同計画が計画期間（平成27年度～平成31年度）の終了を迎えることから、新たに令和2年度～令和6年度を計画期間とする「綾部市地域福祉計画」を策定します。

本計画では、福祉の理想像を見直し「一人ひとりが主人公 幸せの『縁と援』がひろがるまち あやべ」を新たに基本理念として掲げるとともに、「自助（自らの努力でなすこと）」、「互助（地域で見守り助け合うこと）」、「共助（社会保険制度等相互扶助により助け合うこと）」、「公助（行政等が公的支援を提供すること）」の考え方を踏まえ、引き続き地域福祉を推進していきます。

また、本計画の推進により、個人や家族の努力だけでは解決できない問題は身近な地域での助け合いや、公的なサービスの利用につなげるなど、地域全体で支え合う関係の中で、一人ひとりが互いの人権や人格を尊重し誰もが自分らしくいきいきと暮らしていけるまちの実現を目指します。

3. 計画の性格と位置づけ

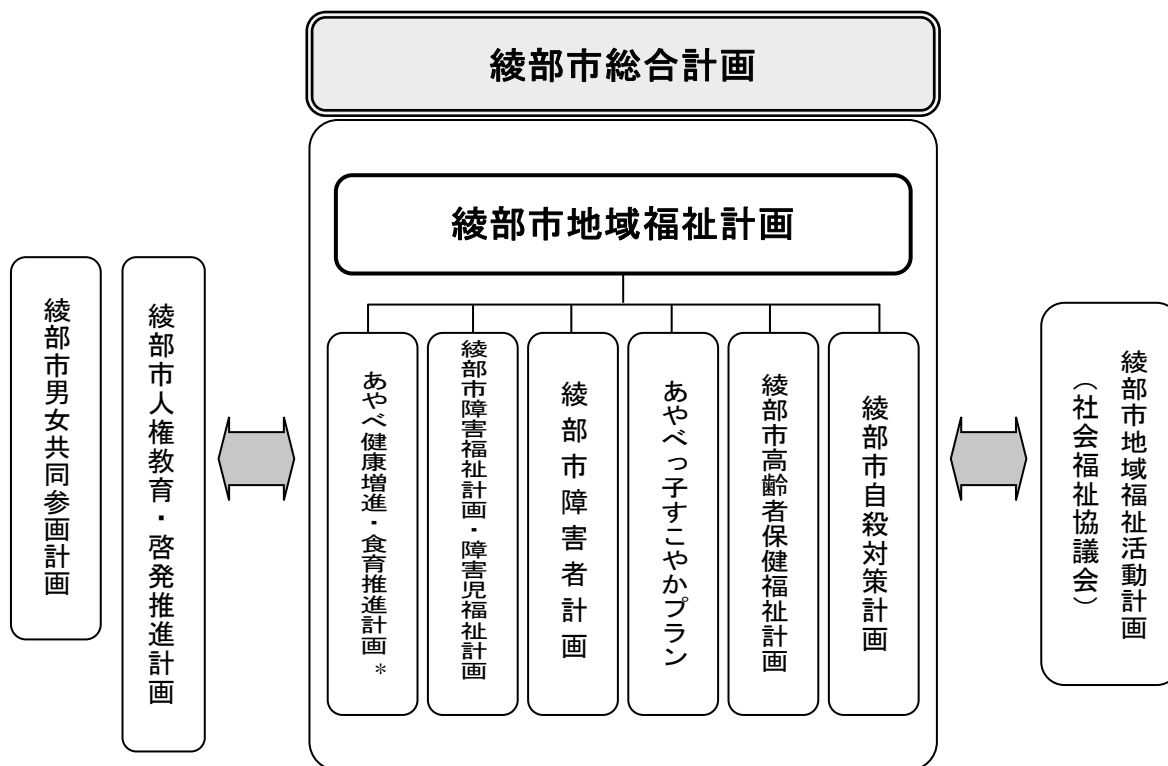


本計画は社会福祉法第107条に基づき策定するもので、「綾部市総合計画*」を上位計画とし、本市の地域福祉を推進するための施策展開の基本となる計画であり、「第3次京都府地域福祉支援計画」（平成31年3月策定）とも整合を図っています。

また、本計画は「綾部市高齢者保健福祉計画」や「綾部市障害者計画」、「あやべっ子すこやかプラン」等、本市の各福祉計画の上位計画として福祉の基本理念の共有化を目指すものであり、誰もが個性や能力を發揮し公民協働によって市全体が一体になって地域福祉の推進に取り組む方向性を定めています。

なお、地域福祉推進のための具体的な取組は社会福祉協議会*が策定する「第4次綾部市地域福祉活動計画」（令和2年1月策定）と整合性を保ち連携を図ります。

図 綾部市地域福祉計画の位置づけ



●○「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」○●

「地域福祉計画」とは、市民が安全・安心に生活できる地域づくりを目指し、市が主体となって福祉の充実に向けた市民、福祉関係者、行政の取組の指針を示すものであり、市が定めるその他の福祉計画との整合性を図りながら、関係各機関が連携し合い推進していくものです。

一方、「地域福祉活動計画」とは、社会福祉協議会が策定する計画であり、地域課題の解決に向けて、市民や福祉関係者、ボランティア、企業等の民間を主体とした地域福祉の推進の方向性が示されています。

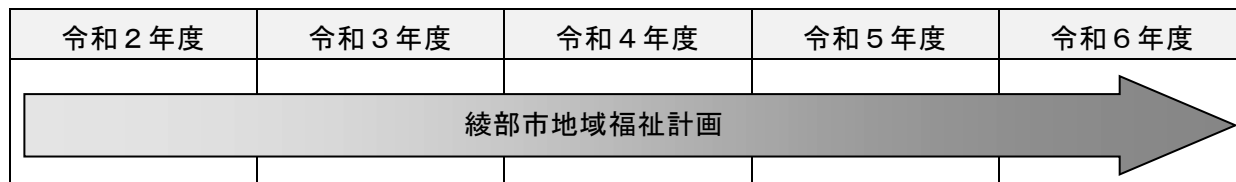
しかし、どちらの計画も公民が共に協力しあい、誰もが安全・安心に暮らせるまちの実現を目指すことが大切です。

4. 計画の期間



本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

図 計画の期間



5. 計画策定体制

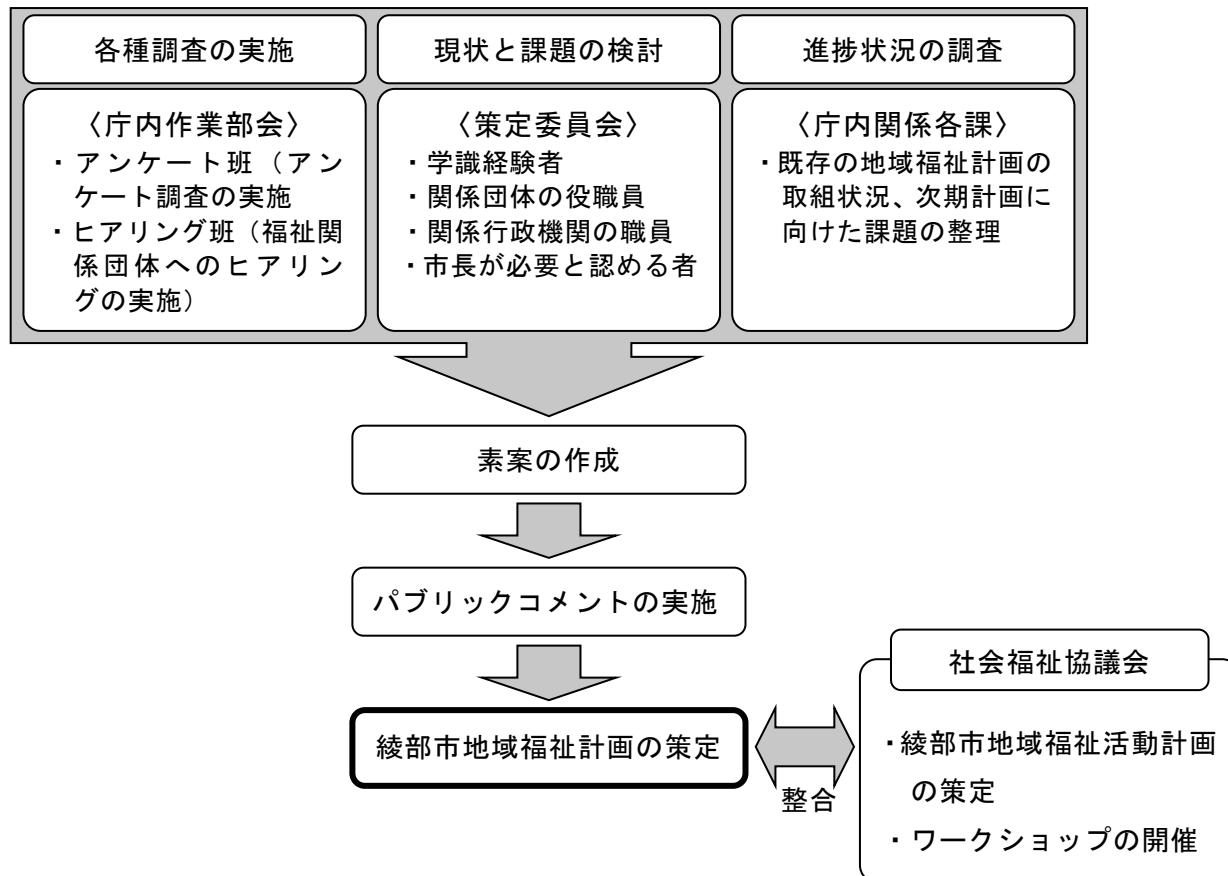


(1) 綾部市地域福祉計画策定委員会等の設置

本計画の策定にあたり、綾部市地域福祉計画策定委員会設置要綱に基づき、24名の委員（福祉等関係団体や公募による市民委員、関係行政機関等による委員）で構成される地域福祉計画策定委員会を組織し計画策定にあたりました。

また、庁内に福祉保健部を中心とする作業部会を設置し、アンケート、ヒアリングの実務を担当し、市民ニーズの把握を行いました。

図 計画策定の流れ



第2章 綾部市の地域福祉の現状と課題

1. 統計データからみる綾部市の現状

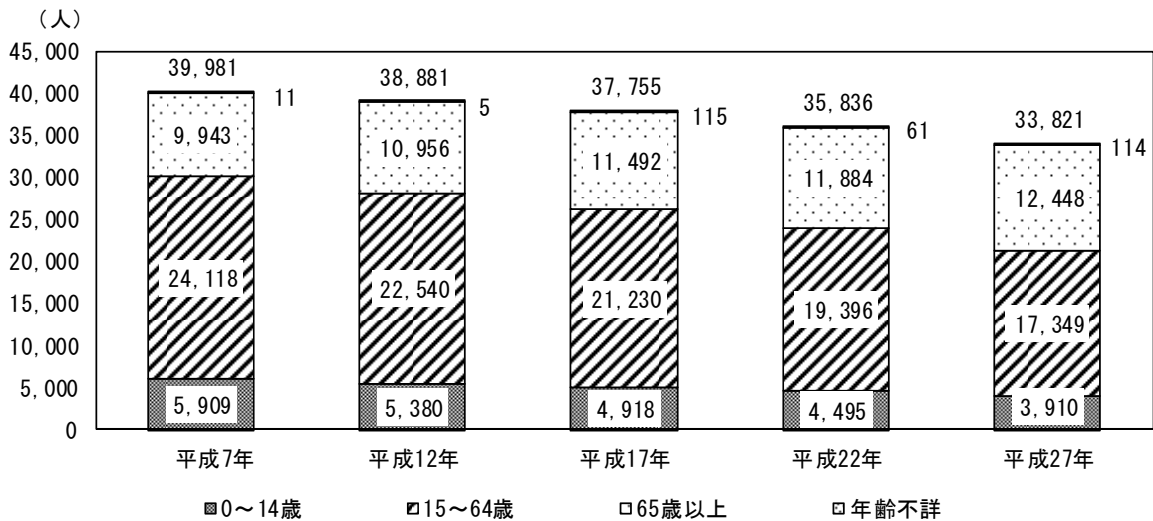


(1) 人口・世帯等の状況

①人口の推移

本市の人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあります。また、人口構成比の推移をみると、「0～14歳」及び「15～64歳」は減少傾向にあり、「65歳以上」は増加傾向にあります。平成17年以降「65歳以上」が3割以上を占めており、平成27年は36.8%となっています。

図 人口の推移（年齢三区分別）



資料：国勢調査（年10月1日現在）

表 人口構成比の推移（年齢三区分別）

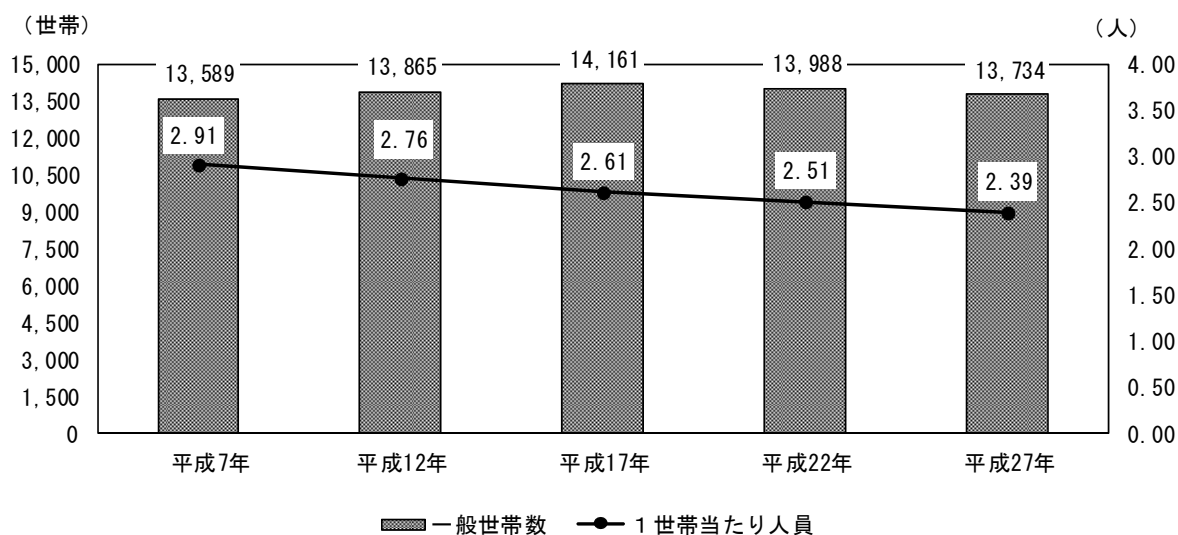
	単位	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
0～14歳	%	14.8	13.8	13.0	12.5	11.6
15～64歳	%	60.3	58.0	56.2	54.1	51.3
65歳以上	%	24.9	28.2	30.4	33.2	36.8
年齢不詳	%	0.03	0.01	0.3	0.2	0.3

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

②世帯数の推移

本市の一般世帯数の推移をみると、平成7年に比べて世帯数は増加していますが、1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、単独世帯の増加がうかがえます。一般世帯数に占める単独世帯の割合をみると増加傾向にあり、平成27年は29.8%となっています。

図 一般世帯数と1世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

表 単独世帯数の推移

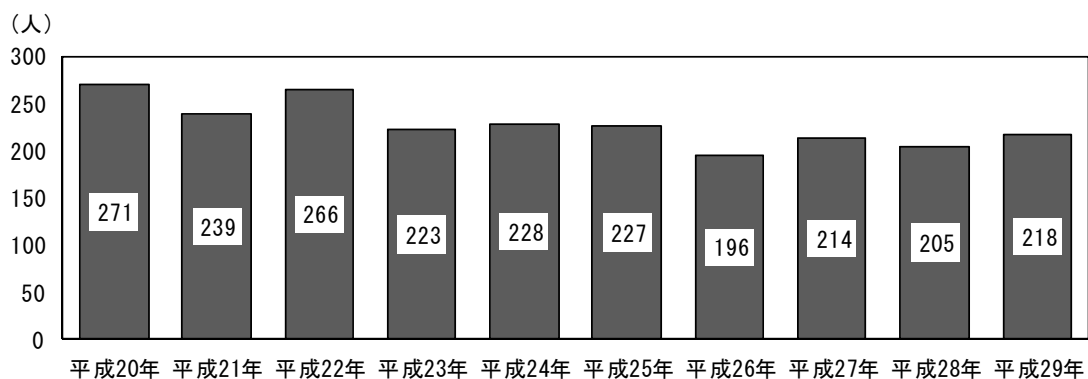
	単位	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
単独世帯数	世帯	2,658	2,962	3,341	3,689	4,087
一般世帯数に占める単独世帯の割合	%	19.6	21.4	23.6	26.4	29.8

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③出生数の推移

本市の出生数の推移をみると、年によって増減しますが、長期的には減少傾向にあります。

図 出生数の推移

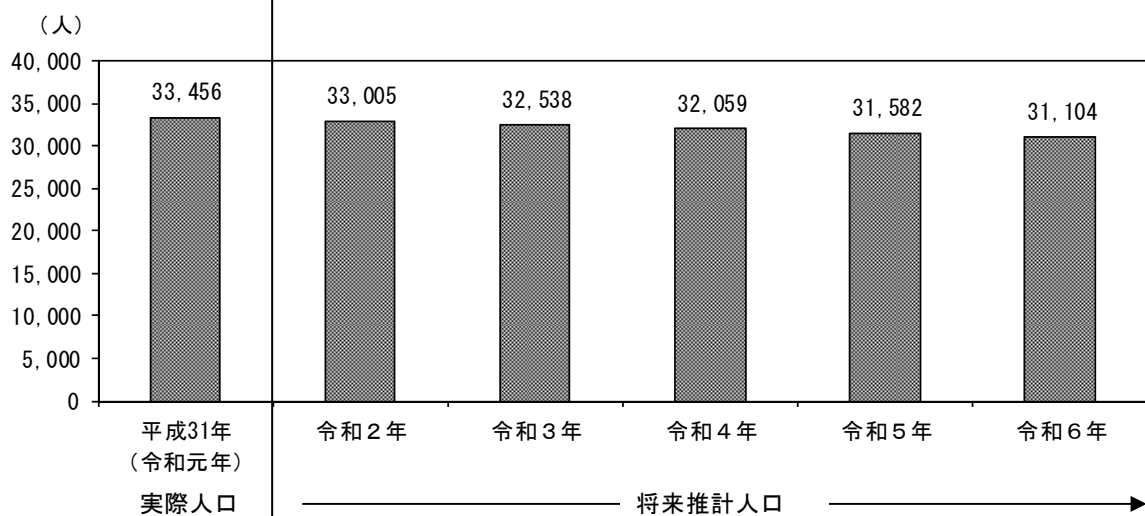


資料：あやべ統計書

④将来人口の推計

本市の総人口の将来推計をみると、人口減少が進み、令和6年は31,104人で、平成31年に比べ2,352人減少すると推計されます。

図 総人口の将来推計



※実際人口は、平成31年4月1日現在の住民基本台帳人口。

※本市の令和2年以降の将来人口は、住民基本台帳人口を用いて、平成27年～平成31年の4月1日現在の人口を基準に、コーホート変化率法により推計しました。この方法で推計した人口の変化率で今後も推移するものと考え、令和2年以降の将来人口を推計しました。

資料：綾部市

(2) 子どもの状況

①家庭児童相談室の相談状況

家庭児童相談室相談件数の推移をみると、相談の合計件数は年々増加傾向にあり、平成30年は1,918件となっています。相談の内訳をみると、「児童虐待」が最も多く、次いで「養護相談」となっています。

表 家庭児童相談室相談件数の推移

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
家庭児童相談室相談合計件数	件	894	1,180	1,101	1,507	1,918
児童虐待	件	496	788	695	1,054	1,020
養護相談	件	228	300	355	419	880
障害	件	55	29	0	0	0
育成相談	件	74	39	37	20	0
その他	件	41	24	14	14	18

資料：綾部市

②ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数の推移をみると減少傾向にあり、本市の総世帯数に占める割合も減少しています。また、児童扶養手当受給者数の推移をみると、延支給人数は減少傾向にあり、平成30年度は5,166人となっています。

表 ひとり親世帯数の推移

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ひとり親世帯の合計世帯数	世帯	467	461	429	421	401
母子世帯	世帯	409	404	375	370	356
父子世帯	世帯	58	57	54	51	45

資料：福祉基礎調査（各年10月1日現在）

表 児童扶養手当受給者数の推移

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童扶養手当受給者延支給人数	人	6,228	5,954	5,739	5,449	5,166

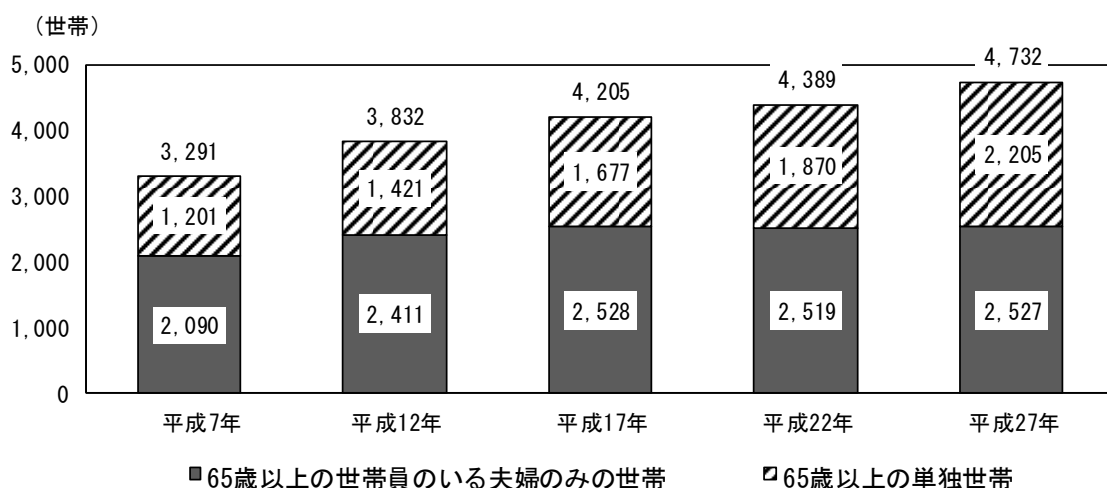
資料：綾部市

(3) 高齢者の状況

① 高齢者世帯の状況

本市の高齢者世帯の状況を見ると、「65歳以上の世帯員のいる夫婦のみの世帯」及び「65歳以上の単独世帯」共に増加傾向にあります。また、平成27年の一般世帯総数に占める構成比は「65歳以上の世帯員のいる夫婦のみの世帯」と「65歳以上の単独世帯」を合わせると34.5%となっています。

図 高齢者世帯の状況



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

表 高齢者世帯の状況

	単位	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯総数	世帯	13,589	13,865	14,161	13,988	13,734
65歳以上の世帯員のいる夫婦のみの世帯 (a)	%	15.4	17.4	17.9	18.0	18.4
65歳以上の単独世帯 (b)	%	8.8	10.2	11.8	13.4	16.1
合計 (a + b)	%	24.2	27.6	29.7	31.4	34.5

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

②要介護認定者数の推移

要介護認定者数の推移をみると、「要介護2」は増加傾向、「要介護3」と「要介護5」は減少傾向にあります。また、「要支援」、「要介護1」、「要介護4」は平成26年度から平成29年度にかけて減少していましたが平成30年度は増加しています。

表 要介護認定者数の推移

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要支援	人	579	512	353	241	283
要介護1	人	452	442	443	439	451
要介護2	人	604	614	623	623	666
要介護3	人	447	444	441	441	423
要介護4	人	379	369	350	311	339
要介護5	人	257	253	254	245	225

資料：綾部市

(4) 障害者の状況

平成30年度の身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数はいずれも平成26年度に比べて増加しています。

①身体障害者手帳所持者の状況

表 身体障害者手帳所持者数の推移

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
身体障害者手帳所持者数	人	2,486	2,631	2,553	2,554	2,575

資料：綾部市

②療育手帳所持者の状況

表 療育手帳所持者数の推移

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
療育手帳所持者数	人	363	375	385	394	400

資料：綾部市

③精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
精神障害者保健福祉手帳所持者数	人	142	143	149	149	170

資料：綾部市

(5) 生活困窮等の状況

①生活保護受給者・世帯の状況

生活保護受給者数は240人前後、生活保護受給世帯数は190世帯前後で推移しています。保護率は平成30年度に6.9%となっています。

表 生活保護受給者数・世帯数の推移

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
生活保護受給者数	人	238	235	242	243	224
生活保護受給世帯数	世帯	193	190	190	192	183
保護率	%※	7.0	7.0	7.2	7.4	6.9

※「%（パーミル）」は全体に対する1/1,000の割合を表します。

資料：綾部市

(6) 地域活動団体等の状況

①自主防災組織の状況

本市の自主防災組織数はわずかずつ増加しており、平成30年度は149箇所となっています。

表 自主防災組織の推移

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
自主防災組織数	箇所	140	143	145	148	149

資料：綾部市

②ボランティアの状況

ボランティア総合センター登録数をみると、ボランティア登録団体数は年々増加傾向にあり平成30年度は131団体となっています。また、ボランティア登録者数は平成26年度（3,038人）が最も多く平成27年度（2,567人）に減少していますが、その後は年々増加し平成30年度は2,810人となっています。

表 ボランティア総合センター登録数の推移

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ボランティア登録団体数	団体	103	112	121	125	131
ボランティア登録者数（延人数）	人	3,038	2,567	2,638	2,671	2,810

資料：綾部市

2. 市民の声・ニーズ



計画策定過程への市民参加の機会を保障するため、市民アンケート調査、福祉関係団体へのヒアリング調査を実施し、地域福祉に対する市民のニーズと本市の施策に対する現状評価を計画に反映しました。

なお、市民参加においては単に意見やデータを収集するのではなく、地域福祉に対する市民の意識啓発や実践的な活動の動機づけとなるよう努めました。

(1) 市民アンケート調査の実施

①調査対象

住民基本台帳を基に無作為抽出した綾部市在住の満18歳以上の市民1,000人と、民生委員・児童委員*144人。

②調査時期

令和元年7月26日～8月16日

③調査方法

各地区の民生委員・児童委員から対象となる市民へアンケート調査票を配布し、郵送により回収。

④調査票配布・回収の状況

表 調査票の配布・回収状況

調査区分	対象者数・配布数	回収数	回収率
一般市民	1,000人	562人	56.2%
民生委員・児童委員	144人	116人	80.5%
合計	1,144人	678人	59.2%

(2) ヒアリング調査の実施

市内の福祉団体を対象に6月20日～8月4日にかけて17団体にヒアリング調査を実施し、各団体のニーズや、解決すべき問題を整理しました。

ヒアリング調査にご協力いただいた団体（順不同）

- ◇わいわい広場「ぐるるんぱ」
- ◇わくわく広場
- ◇なかよしひろば
- ◇綾部市身体障害者協会
- ◇綾部・障害者の福祉をすすめるあゆみ会
- ◇あやべ作業所
- ◇在宅ケアステーションげんき
- ◇ボランティアサークル「そらまめ」
- ◇綾部市立病院訪問看護ステーション
- ◇きみっこひろば
- ◇豊里びよびよクラブ
- ◇綾部市母子寡婦福祉会
- ◇綾部市精神保健家族会
- ◇自立支援センター「いかるがの郷」
- ◇綾部市介護支援専門員協議会
- ◇スマイルたの楽
- ◇向田町綾女会

3. 綾部市の地域福祉推進に向けた課題



(1) アンケート調査結果から見える課題

◇◆「福祉」について学ぶ◇◆

市民アンケートでは、「福祉」という言葉から「高齢者」や「障害者・障害児」を思い浮かべる人が多くなっています。福祉が対象とする範囲は幅広く、本市では高齢者や障害者・障害児はもちろんのこと、子どもから大人まで全ての市民の暮らしをよりよくするために市民と行政が協働して福祉の充実を図っています。本市の福祉施策の道しるべとなる「綾部市地域福祉計画」の周知等により、市民が「福祉」について学び、考え、実践する機会をつくっていくことが大切です。

課題

- 「福祉」について学ぶ機会を設け、市民と行政が共に福祉意識を向上させていく必要があります。
- 本市の福祉施策の理念や方針を示した「綾部市地域福祉計画」を周知し、福祉の充実を図るための本市の様々な取組について理解を深め、市民協働による地域福祉を推進していくための基盤を整える必要があります。

◇◆「福祉」に関する情報の わかりやすい周知◇◆

市民アンケートでは、7割以上の方が本市の福祉サービスを「知っている」と回答していますが、サービスの名称を知っていてもその詳細は十分に認知されていない可能性があることに留意し、いざという時に市民を円滑に必要な支援につなげるために様々な情報媒体を活用しサービスの内容や利用方法等に関する情報をわかりやすく周知することが大切です。また、相談機関・団体については福祉事務所や保健所、民生委員・児童委員については8割以上が「知っている」と回答していますが、それ以外については十分に知られているとは言い難い状況です。様々な相談機関・団体を知っていることは、悩みごとや困りごとがある時の安心感にもつながるため、周知を工夫するとともに状況が深刻化する前に気軽に相談できる仕組みをつくることが重要です。

課題

- 市広報紙をはじめとする様々な情報媒体の活用により、わかりやすく本市の福祉サービスや相談機関・団体に関する情報を提供し、市民の暮らしの安心につなげていく必要があります。
- 市民が求める情報に円滑にアクセスすることができ、また、どのような方法によって情報を得た場合でも得られる情報に差が生じないように、関係機関が連携し質の高い情報提供に努める必要があります。
- 市民が早期に支援やサービスにつながるための最初の入口として、安心して気軽に相談機関・団体に相談できる仕組みを整える必要があります。

◇◆隣近所で助け合い、 支え合う関係の構築◇◆

本市は「みんなで築こう新しい「向こう三軒両隣」を福祉の理想像に掲げ、地域福祉を推進してきました。しかし、市民アンケートの結果をみると「困ったときに助け合う」という人は19.0%と少なくなっています。立ち話やあいさつ等の声を交わす関係を助け合い支え合う関係に発展させるためには、災害時や緊急時を見据え互助・共助の考えや地域共生の考え方を啓発していくことが大切です。また、一人ひとりの状況に応じて声かけや見守り等のできることから無理なく地域に対する役割を果たしていくことが求められています。

◇◆いつまでも住み続けたいまちの実現◇◆

市民アンケートでは、約8割の人が地域について「住み慣れた所だから愛着がある」と回答しています。一方で雇用や、買い物や移動等の日常の利便性、公共施設の整備、子育てや医療の環境について課題を感じる人も多くなっています。これらはいずれも暮らしの基盤となる事柄であり、愛着のある地域にいつまでも安心して住み続けていくための前提とも言えます。市民が安全に安心して生活できる環境を整備するために、福祉分野だけでなくあらゆる生活関連分野が連携し包括的な支援体制を築くことが求められています。

課題

- 住民同士の顔の見える関係づくりを推進し、助け合い支え合う関係を築いていく必要があります。
- 福祉の共通理念である地域共生社会*の考え方を啓発し、住民同士が助け合い支え合う意識を高めていく必要があります。
- 様々な機会をとらえて、日頃から地域福祉の推進のために市民一人ひとりがどのような役割を果たしながら地域に参加していくかを考え行動するきっかけづくりに取り組む必要があります。

課題

- 福祉分野をはじめ、あらゆる生活関連分野の連携によりニーズに応じた、きめ細かな福祉サービスの提供と生活環境の充実を図り、市民の地域への愛着や暮らしの満足度の向上につなげていく必要があります。
- 関係機関の連携による包括的な支援体制を整備し、制度の狭間にある人や新たな生活課題への対応力を高め、誰もが住みよいまちを実現していく必要があります。

◇◆地域福祉の担い手の育成◇◆

地域には様々な課題がありますが、それらの解決を難しくしている要因の一つに「解決に取り組む担い手（人）がない」ことがあげられます。地域福祉は行政と市民、地域が共に協働し地域共生社会を実現するために誰もが役割を果たしながら地域に参加していくことが求められていることから、自治会活動や地域活動、ボランティア活動等の地域の様々な取組を紹介し参加を促していくことが求められています。その際には市民のライフスタイルの多様性を考慮し、参加しやすい活動日時を設定を工夫することも大切です。

課題



- 住民同士が地域の課題について共に考え解決策を話し合う場をつくる必要があります。
- 自治会活動や地域活動、ボランティア活動等の活動の充実と支援を図り、市民協働による地域福祉の推進を図る必要があります。
- 地域の様々な活動を紹介し、参加の動機付けを図ります。また、ライフスタイルの多様化を考慮し、気軽に参加できる活動環境を整える必要があります。

(2) ヒアリング調査結果から見える課題

①活動の継続・充実について

児童福祉	障害者福祉	高齢者福祉
<ul style="list-style-type: none"> • 若い世代が多い地区があり未就園児も多いが、核家族のためか顔が見えない状況で、どのようにアプローチしていったらいいか苦慮している。 • 地域の中で子どもを育てていくよう、今後も大事なことは受け継いで今のまま続けていく。 • 対象者が減少傾向であればこそ子育て支援の充実と継続が必要であり、交流し集いやすい特色ある取組を目指す。 • 幅広い年齢層との交流で、地域密着型の取組を進めたい。 • 子どもが18歳までは児童扶養手当や福祉医療等の支援があるが、18歳になると支援がなくなる。年金の納付免除を受けていた人は年金も少ないので、寡婦に対する支援が欲しい。 • 寡婦のためのケアハウスや母子のための安い公営住宅、資格取得のための養成講座が綾部にもあればいい。 	<ul style="list-style-type: none"> • 親（特に母親）の日々のストレスを軽減させる取組の展開。 • 重度障害者への対応のさらなる充実。 • 医療とのつながり大切。 • 精神障害発症のメカニズムに関する医学的な研究により、治療薬等も増えている。「病気を知る」「薬を知る」「対処方法を学ぶ」これらのことを継続、実践していくことが大切。 • 今も昔も障害のある子どもを持つ親の悩みは同じ。子どもが高校（支援学校）を卒業するまでは「障害者親の会」、卒業後は「あゆみ会」という状況の中で、我々も経験を通してアドバイスできることもあると思うので、今後、連携した取組ができればと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> • サロンや見守り等介護保険外の取組を充実する必要がある。 • 高齢者がいくつになっても元気でいられるような取組が必要。 • どう支援すればよいか分からない困難ケースが増えている。 • 地域の高齢者の生活や取り巻く環境等の現状や課題を行政へ提言できるよう職能団体としての組織力を強化したい。 • 医療の必要な高齢者が増えていくので、医療との連携を更に進めたい。

②情報提供の充実・地域との連携

児童福祉	障害者福祉	高齢者福祉
<ul style="list-style-type: none"> • 参加する親子の減少と、子どもの年齢低下。 • 会員が集まらず、子育て世代、高齢世代を支える中間層の会員が少ない。 • 母子会の情報が届きにくく活動が見えないことや、わずらわしいと考える人もあって入会されない。 • 後継者を育成し、若い人たちに引継ぎ継続していきたい。 • 取組を継続し充実させるためには、さらに公的（財政等も含め）支援拡充を望む。 • 待ちの姿勢ではなく、自分たちからこうしたいという意見を持てるよう意識改革が必要。 • 自由に遊べる公園が少ないのでスタッフがいるような子育て支援センターが公民館に併設してあればいい。 • 身近な所で本が借りられるよう図書館の分館を作りたい。 	<ul style="list-style-type: none"> • 「親無きあとの子どもの暮らし」。グループホームでの生活が適した人もいれば、援助があれば地域で生活できる人もいる。障害者が地域で暮らしやすい環境をつくるためには、子どもはできる限り外へ出て、子どものことを隠さず知ってもらい、理解してくれる人をいかに増やしていくかが重要。 • 障害者結婚相談事業について、協会としてもPRに努め、積極的に取り組みたい。 • グループホームの整備。 • 生活の場を提供することにより利用者に社会性を身につけてもらえる対応を行う。 • ショートステイを利用しながら作業所へ通える仕組みづくり。 	<ul style="list-style-type: none"> • 訪問看護のサービス内容のPR。 • 地域の医療資源を市民に伝えるためのパンフレットは作成しているが、PRが不足している。 • 在宅生活継続のため地域住民の見守り等の支援が大切だが、地域の方も疲弊している。 • 高齢者の免許返納後、通院出来なくなる、外出頻度が減り状態が悪くなる。 • 在宅サービスだけでは在宅が継続出来ない人（病院を退院して行き場がない人）がある • サービス付き高齢者向け住宅が必要。 • 高齢者が支援して欲しい事と地域で取り組める支援をマッチングする仕組みづくりが必要。 • 利用者の災害時避難方法など地域で検討する機会があれば、ケアマネジャー*も参画が必要。

(3) 社会福祉協議会のワークショップから見える課題

社会福祉協議会の取組として、平成31年2月7日と令和元年7月26日に「あやべのためすけあいを考える会」が開催されました。参加者のワークショップが行われ、様々な意見が交わされました。

①「5年後、10年後のあやべのために今、取り組むべきことは」（平成31年2月7日開催グループワーク）

意見の一部抜粋
地域・コミュニティの活性化
地域・行政が一体となって、市民一人ひとりが安全に安心して過ごせる組織作り
認知症も引きこもりも、貧困などの問題について、市民みんなが同じ方向に向き関心を持つ
高齢世帯と若者世帯とのコミュニケーション
子どもを育てやすい環境をつくること
小学生から高校生までの福祉教育
挨拶・声掛けを積極的に行う。子どもへも大人へもだ
福祉サービスを全員に知らせる（知らない人が多い）べきだ
公的サービスに結びついていないけど、困っておられる方とサービスを結びつける・草の根運動・御用聞き
自分にできることは、できるときに、何でも挑戦すること
行政、社協、サロン、施設、警察、消防署等で高齢者を管理できるネットワークを構築して管理をしていくシステムを構築していく
誰でも気軽にあつまってすごせる場所づくりだ
会話をする機会をつくる
一人ひとりが好きなこと、やりたい事、得意なことを生かせる出番づくり
各地区福祉推進組織で「地域福祉活動計画」と連動した計画づくり
老若男女で地域の活性化に勤めること
産業をおこし、若者が働ける場所の提供・結婚のできる収入・子どもを産める生活を隣どうしの助け合い
若者が帰りたいと思える町づくり
子ども・高齢者・弱者への交通の確保（スクールバスやフロンティアの活用等）
子どもたちが大きくなって住み続けたい町にすること
綾部の現状を数値化（資料）にして、市民にわかりやすく知ってもらい危機感を肌で感じてもらおう
人と人との繋がりを大切にすること

資料：綾部市社会福祉協議会

②「閉じこもり状態を防げ！」（令和元年7月26日開催グループワーク）

意見の一部抜粋
集合（家）順番に誰かの家に集まっておしゃべりする
毎週一回ラジオ体操に行く（1人ではできないが、多くの人と一緒に）
皆で時間・日を決めて歩こう
行事の充実・楽しい行事・行きたくなる行事をする
居場所作り。気軽に行って喋れるところを（サロン・カフェなど）
特技・得意なことを活かせる場
小学校登下校の見守り隊 Gメン
声かけあい・誘い合いをする
話を聞く・元気を出してほしい
スポーツ大会を開く（そこへの呼びかけ）
好きな事をイベントにする
送迎付きの集まり（趣味・好きなこと）
何かイベントなど楽しいと思えることを考える
弁当を届ける・顔を見て話をする
ボランティア訪問・声掛け・話を聞く
回覧板は手渡しで
信頼関係作り
何かしたいことはないか聞き取る
回覧板で交換日記（各自一言近況）
男性向け調理会（料理ではない・簡単なもの）
声掛けグループを作る
自治会で見守り、様子を聞き対応、相談する。
社協に相談する・担当の人が中に入って支援していただく
小さなサークル（地区より町内）活動

資料：綾部市社会福祉協議会

第3章 綾部市の地域福祉推進の考え方

1. 綾部市の福祉の基本理念



一人ひとりが主人公 幸せの『縁と援』がひろがるまち あやべ

本市では、福祉の基本理念を“一人ひとりが主人公 幸せの『縁と援』がひろがるまち あやべ”と定め、地域福祉の推進に取り組みます。

本計画ではこの基本理念をふまえて、地域福祉を推進するための基本的な考え方を次のとおり定め、行政による施策展開を中心としながら、市民や地域の関係機関・団体等の様々な活動を支援し、市民協働により地域福祉の推進に取り組みます。

(1) みんなの人権が尊重され安心して暮らせるまちづくり

地域には様々な人が住んでいます。わたしたちは、どのような立場であれ、等しく人権が尊重され、誰もがその人らしく、いきいきと生活する権利を享有しています。市民が安心して生活できるように、権利擁護と福祉の充実に努めます。

(2) 家庭や地域で一人ひとりが認め合い支え合うまちづくり

近年、家族や地域のつながりの重要性が再認識されています。日頃のあいさつや地域行事を通じて住民同士のふれ合いを大切に一人ひとり顔の見える関係をつくり、災害時や緊急時にはお互いに助け合える関係の構築を支援します。

(3) 生まれてよかった、住んでよかった、住みたくなるまちづくり

子育て支援や障害者福祉、高齢者福祉、就労支援等を充実し、一人ひとりのニーズに応えられる住みよいまちづくりを目指します。

(4) 住民参加・協働によるまちづくり

地域福祉の充実のため、ボランティア活動等への期待が高まっています。地域住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等が協働し、それぞれの役割を果たすとともに、「地域共生社会」の実現を目指します。

2. 基本目標



基本目標Ⅰ 地域を担う人づくり

市民一人ひとりが、地域において、その人らしい自立した生活を安心して送ることができるよう、お互いに支え合い、助け合う関係を築くことが大切です。そのため市民の意識啓発に努め、お互いの人権や多様性を尊重し、人との出会いを大切にすまちづくりを推進します。

また、ボランティア活動を支援し、地域福祉を担うリーダーの育成を行うとともに、社会福祉事業に従事する人々の資質の向上と確保に努めます。

基本目標Ⅱ 地域が助け合うつながりづくり

人と人とのつながりが希薄になりつつある中、住民同士の連帯感を育み、一人ひとりが助け合い、支え合う意識を高めることが大切です。そのため、住民相互の支え合い活動の促進等、地域生活支援のネットワークづくりや、「向こう三軒両隣」の関係を築くなど、思いやりとやさしさを持って互いに助け合うまちづくりを推進します。

また、災害時の要支援者への支援や保健・福祉・医療の連携強化等、生活関連分野との連携を図っていきます。

基本目標Ⅲ 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

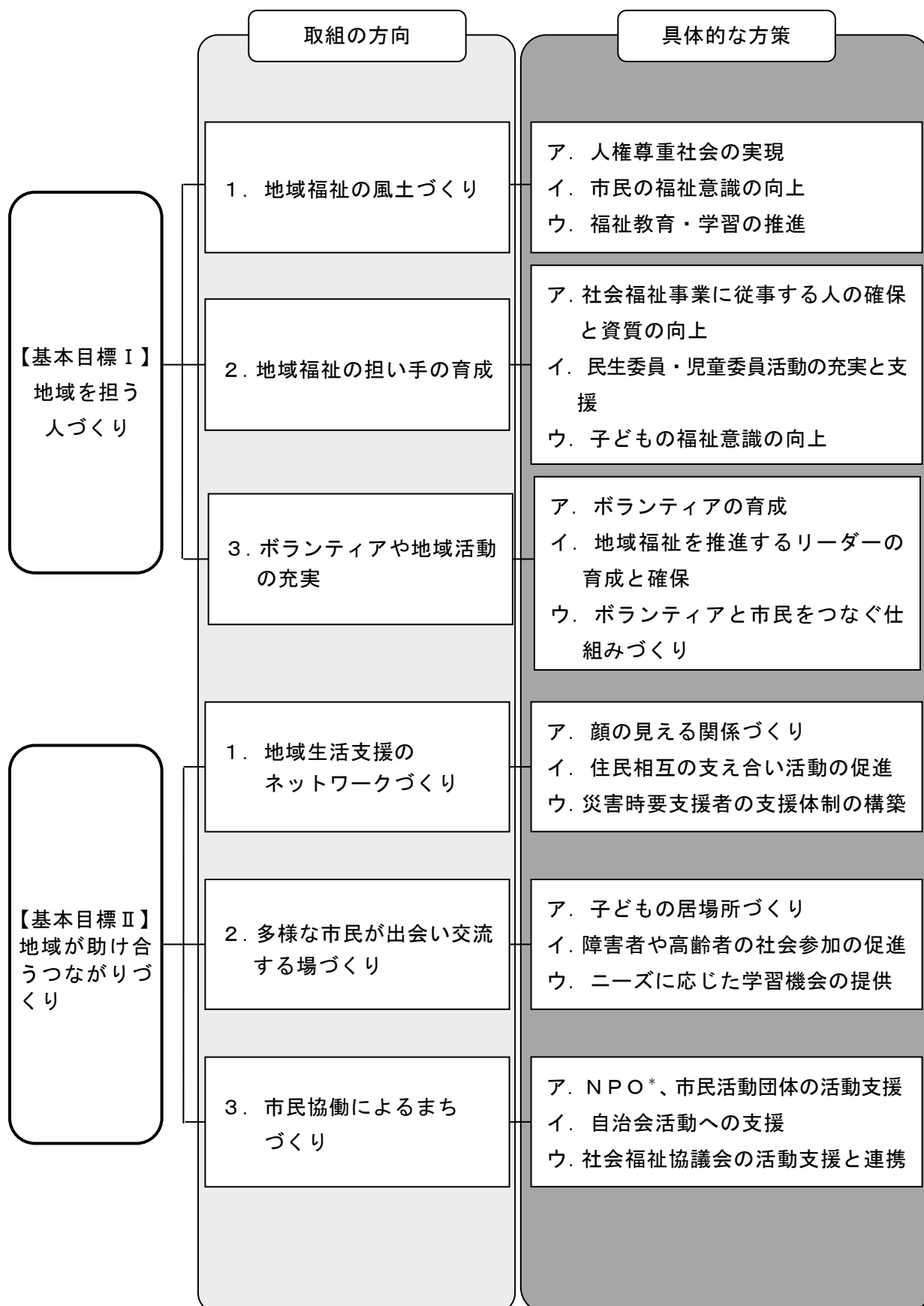
支援を必要とする状態になっても安心して地域生活を続けていくためには、市民のニーズとサービスが適切に結びつくことが大切です。そのため、ワンストップで相談ができる窓口の整備や、情報提供の充実を図るとともに、情報公開体制の整備や福祉サービス評価の仕組みづくりを推進し、市民が主体的に必要なサービスを選択できる環境を整えます。

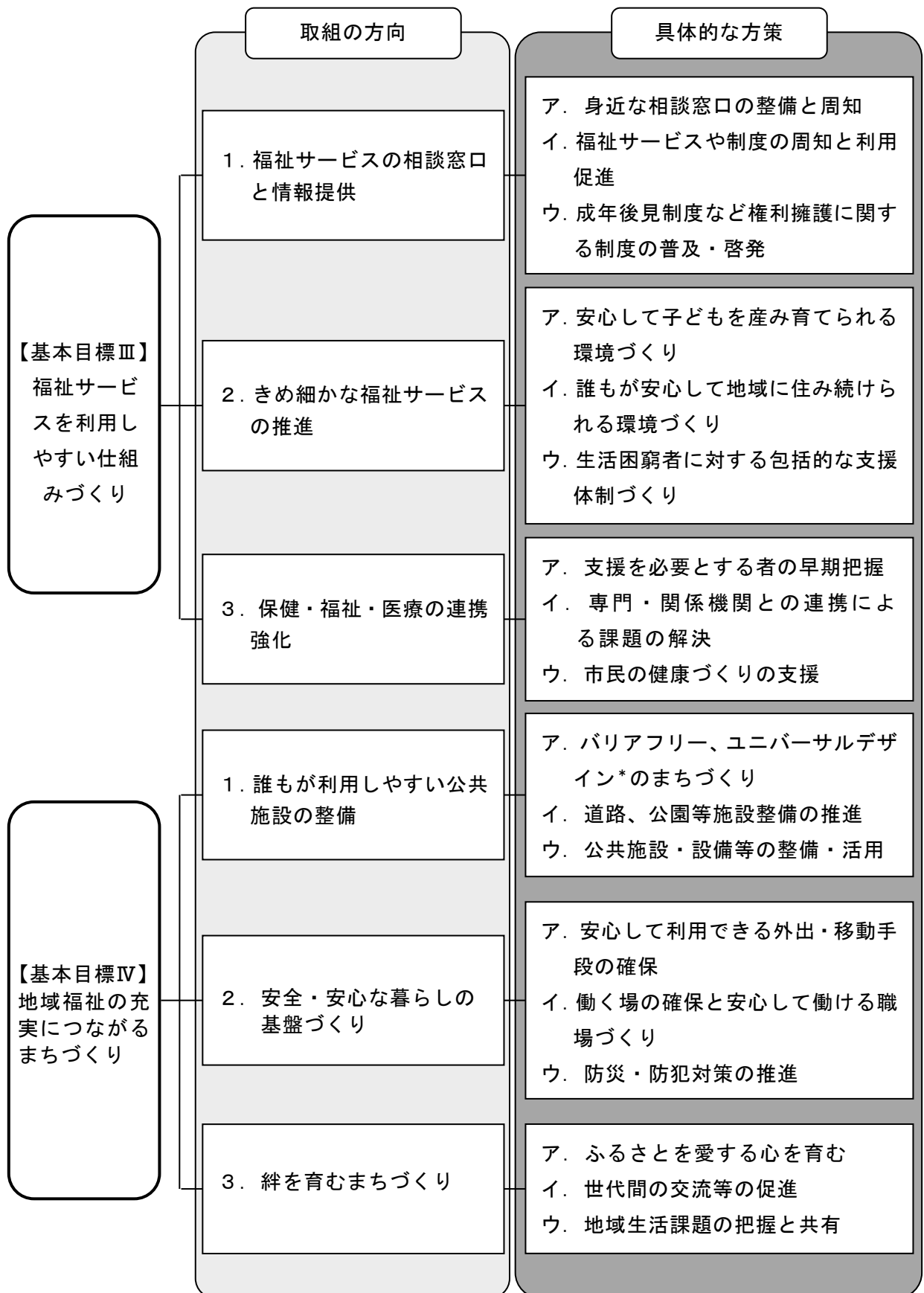
また、利用者の権利擁護や利用援助の仕組みづくりを促進するなど、住みやすい生活環境の整備に努めます。

基本目標Ⅳ 地域福祉の充実につながるまちづくり

地域には様々な人が住んでおり、一人ひとりが抱える悩みや困りごとは多種多様です。それらを一つひとつ解決していくためには行政による福祉サービスの充実はもとより、行政だけでは解決が難しい問題には地域の関係団体やボランティア、地域住民等とが協働し地域の課題解決力を高めていくことが大切です。そのため、行政が中心となって福祉の基盤を整えるとともに、地域の様々な主体がそれぞれの役割を持って活躍することにより地域福祉の推進に参画できる環境を整えます。

3. 施策体系





4. 地域福祉圏域の考え方



(1) 地域福祉圏域の考え方

地域福祉の推進にあたり、住民に身近な圏域を設定し、住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境を整備することが求められています。

本市では、「隣近所」、「自治会」、「自治会連合会」、「市全域」という重層的な視点で地域を捉え、住民に身近な圏域ごとに地域福祉を推進していきます。

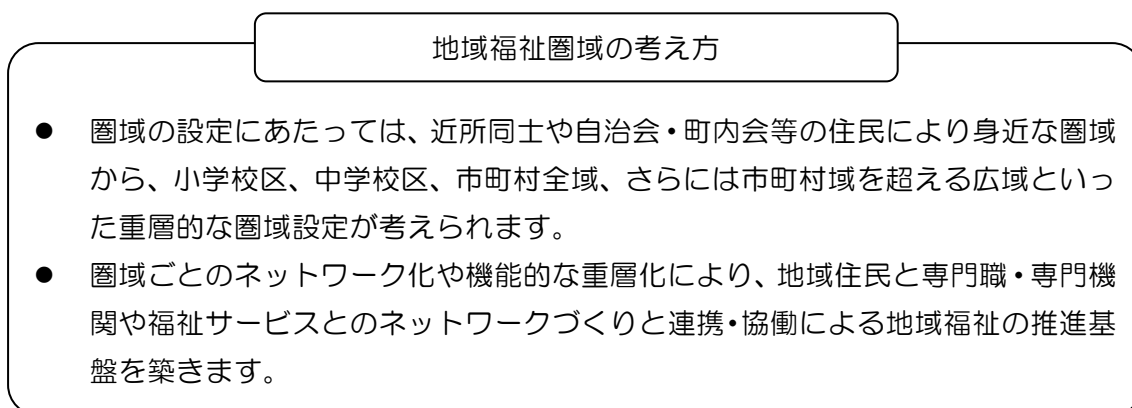
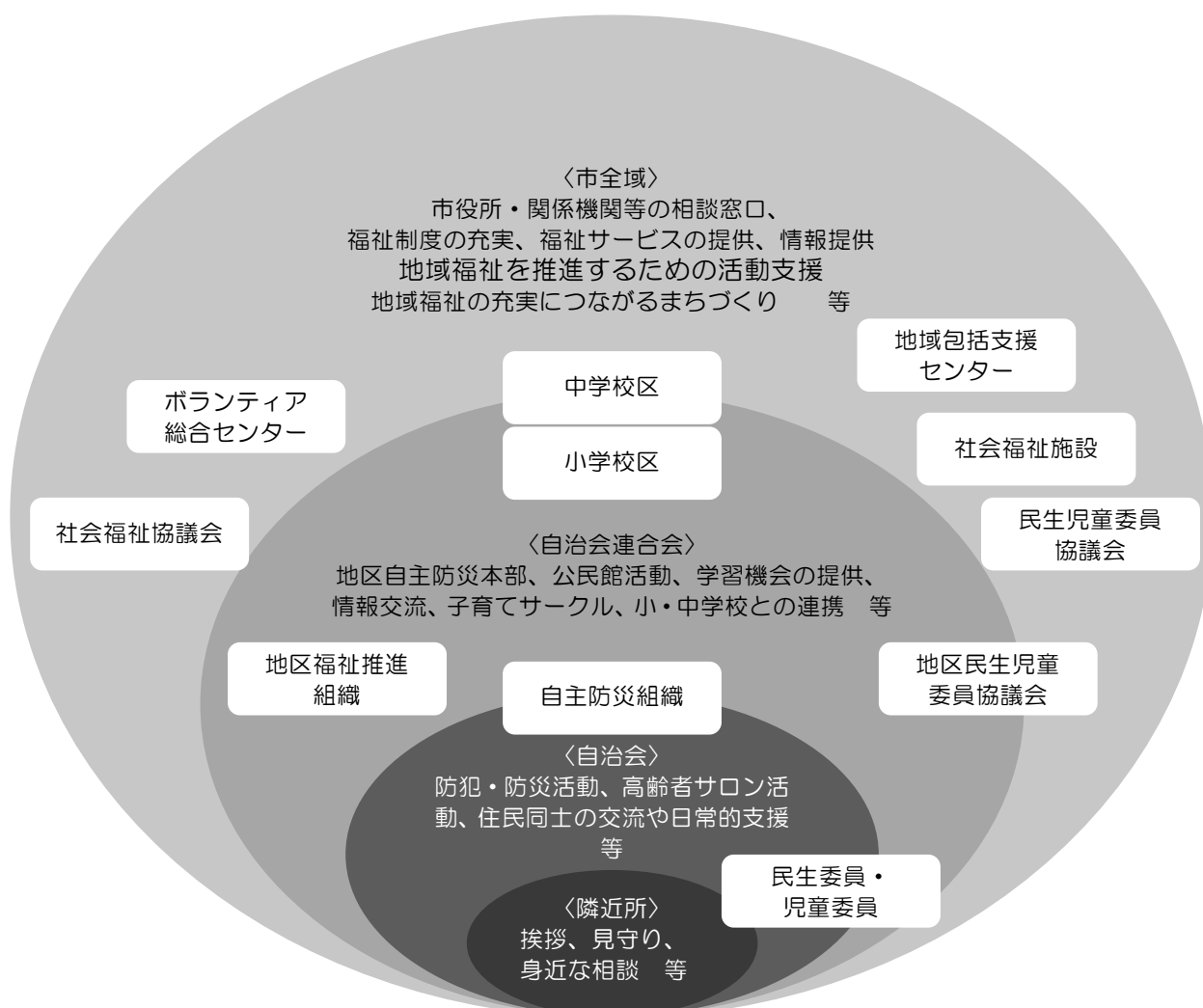


図 本市における地域福祉圏域の設定



第4章 地域福祉を推進する具体的な取組

基本目標Ⅰ 地域を担う人づくり



取組の方向 1. 地域福祉の風土づくり

地域では性別や年齢、病気や障害の有無、国籍等の多様性を認め合い、お互いに助け合い、支え合いながら生活することが大切です。様々な人が生活する社会において、一人ひとりの基本的人権が尊重されるとともに、地域社会を構成する一員としての自覚と地域福祉への関心を高められるよう啓発に取り組みます。

◇◆具体的な方策◆◇

ア. 人権尊重社会の実現

人権をめぐる近年の国の動向として、平成28年4月に障害を理由とする差別の解消を図るため「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が施行されました。また、同年6月には不当な差別的言動の解消を目的とする「ヘイトスピーチ対策法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」、さらに同年12月には現在もなお部落差別が存在することを認めただうえで、部落差別の解消を図るため、「部落差別解消法（部落差別の解消の推進に関する法律）」が施行されました。これら人権三法と呼ばれる法律の理念も踏まえ、地域福祉を推進していくための基本として、誰もが人権を尊重する意識の高揚に取り組むことが重要です。

本市では、「綾部市人権教育・啓発推進計画（人権かがやきプラン）」に基づき、人権フェスタや男女共同参画を考える講座（あいアカデミー）、人権を考えるセミナーの開催、小学生等を対象とした人権の花運動等、様々な施策を実施し、人権意識の向上に努めてきました。

引き続き、地域における住民同士の助け合い、支え合いの基盤となる人権尊重社会の実現のために、同和問題（部落差別）、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国籍等の人、感染症患者等、様々な人権問題の解決に向けた取組を進めます。

今後の取組	関係課
● 同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題の解決を目指し、市民団体等と連携しながら、人権フェスタ、あいアカデミー講座、人権を考えるセミナー等の取組を進めます。また、学校、公民館、人権福祉センター*、男女共同参画センター等において、人権学習や啓発に取り組みます。	人権推進課 学校教育課 社会教育課

イ. 市民の福祉意識の向上

住み慣れた地域の中で誰もが快適に暮らすためには、住民同士のふれあいを基本とし、連帯感を持って共により良い地域をつくっていく意識を高めることが重要です。

本市では、社会福祉大会の開催や民生委員・児童委員の活動をはじめとした各地域における様々なふれあい活動や交流の機会等を通して、お互いの理解を深め、福祉意識の向上を図ってきました。また、平成30年4月に施行した「手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例」に基づき、障害とコミュニケーションについて、市民の理解を深めるため啓発を行ってきました。

引き続き、住民同士が交流し地域の連帯感を強められる機会の充実を図り、一人ひとりが役割を持ってお互いに助け合う関係を築くとともに、誰もがコミュニケーションをあきらめることのない地域づくりを目指します。

今後の取組	関係課
● 誰もが役割を持って助け合い、支え合いながら安心して暮らせる地域づくりを推進できるよう、様々な機会を捉え、「綾部市地域福祉計画」や地域共生社会の考え方を周知啓発し、市民の地域福祉への関心と理解の向上を図ります。	社会福祉課 障害者支援課

ウ. 福祉教育・学習の推進

福祉への理解を深める福祉教育や福祉体験学習等の取組は、地域に暮らす様々な立場の人が抱える生活課題や生活環境の多様性に気づききっかけとなり、地域の生活課題を自らの課題として主体的に捉え解決に向けて考え行動する最初の一步です。

本市では、各地区自治会連合会や自治会等が主体となり地域住民を対象とした人権や福祉に関する学習機会が設けられています。また、保育園等の福祉施設においても、積極的な地域開放を行い地域との交流を進めてきました。

引き続き、住民に身近な場所で地域福祉への理解を深める学習機会を提供するとともに、福祉施設が市民の交流の場・学習の場として活用できるよう、施設の地域開放や交流の取組を推進します。

今後の取組	関係課
● 市民の地域福祉への主体的な参加を促進するため、福祉体験活動、ボランティア活動等の多様な学びの取組を促進します。また、保育園や認定こども園等の福祉施設と連携し、地域との交流や施設の地域開放を進めます。	市民協働課 こども支援課 障害者支援課 社会教育課



取組の方向 2. 地域福祉の担い手の育成

地域福祉は市民の主体的な参加に支えられ成り立つ取組です。そのため、自治会、NPO、ボランティア、福祉に携わる事業所や関係団体等だけで推進するのではなく、あらゆる立場の市民一人ひとりが自らの生活基盤である地域社会の現状や課題に関心を持つことが大切です。地域の出来事を「我が事」として認識し、誰もが住んでよかったと思えるまちの実現に向けて役割を果たすことができるよう、担い手の育成に取り組めます。

◇◆具体的な方策◆◇

ア. 社会福祉事業に従事する人の確保と資質の向上

近年の福祉施策の変化等により社会福祉関係職員の職務は年々多様化しており、市民のニーズにきめ細かく対応できるよう、さらなる専門性が求められています。

本市では福祉人材の確保に向けて、「きょうと介護・福祉ジョブネット」と連携を図るとともに、U・Iターン*者への就労支援を行ってきました。また、ニーズにきめ細かに対応するため社会福祉事業に従事する人々に対し研修会や講座を開催し、専門性や人権に関する意識の向上等に取り組んできました。

引き続き、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、福祉の仕事への就労につながるよう就労支援を行うとともに、各種研修会や講座等を開催し福祉の仕事に従事する人材の資質向上を図ります。

今後の取組	関係課
● 社会福祉関係職場での就職を希望する市民への就労支援や相談、情報提供、就職の斡旋等を行う京都府福祉人材・研修センター（きょうと介護・福祉ジョブネット、京都府保育人材マッチング支援センター等）の有効利用を図ります。	こども支援課 高齢者支援課
● 事業利用者の多様なニーズに対応できるよう、優れた専門性と人権感覚、豊かな人間性等を備えた質の高い福祉人材を育成するため、研修等の充実に努めます。	社会福祉課 こども支援課 障害者支援課 高齢者支援課

イ. 民生委員・児童委員活動の充実と支援

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、それぞれの地域において住民の立場に立って相談や必要な援助等、社会福祉の増進に努めるとともに、子どもたちの見守りや相談・支援等を行っています。

本市では、民生委員・児童委員の見守りや声かけ等の活動を通じて、悩みや困りごとを抱える人を地域から孤立させることなく、関係機関につなぐなどの支援に努めてきました。また、民生児童委員協議会（市民児協）、単位民児協、地区民児協の組織活動の充実に取り組んできました。

引き続き、民生委員・児童委員が地域の最も身近な相談相手として活動できるよう支援するとともに、地域の生活課題に対して早期に適切な対応を図ることができる支援体制づくりに努めます。

今後の取組	関係課
● 住民福祉の向上を担う民生委員・児童委員に対して、地域福祉に関する必要な情報や学習機会の提供を行うなど、円滑な活動につなげるための支援を行います。	社会福祉課

ウ. 子どもの福祉意識の向上

将来の地域福祉の担い手となる子どもたちを豊かに育てるためには、地域の福祉施設との交流を通じて子どもたちが地域について学び、また、性別や年齢、障害の有無等を超えた多様な人々とのふれあいの中で福祉意識を育む機会の充実を図ることが大切です。

本市では、小・中学校において障害や障害のある人について学ぶ講座や教室を開催し、幼い頃から福祉の意識を育てる機会の充実に取り組んできました。

次代の綾部市を担う子どもたちが、豊かな人権感覚のもと福祉への関心を高め、自分も他者も共に尊重し助け合い支え合う気持ちを持てるよう、学校・園や地域の福祉施設と連携し子どもの福祉意識の向上を図ります。

今後の取組	関係課
● 次代を担う子どもたちに対し、福祉施設との交流をはじめとして、学校教育や社会教育の様々な場面を通じて福祉意識を育てる取組を進めます。	学校教育課 社会教育課



取組の方向 3. ボランティアや地域活動の充実

ライフスタイルや心身の状態に応じて、過度な負担を感じることなく身近なところから気軽にボランティア活動や地域活動に参加することができ、人や地域との交流が地域の福祉力の向上につながるよう、ボランティア活動や地域活動の充実に取り組みます。

◇◆具体的な方策◆◇

ア. ボランティアの育成

地域の様々な生活課題の解決に向けて住民一人ひとりが自分にどのようなことができるかを考え、誰もが主体的に地域活動に参画し、役割を果たすことができる社会づくりを目指します。また、主体的な地域活動への参画は自己実現や生きがいの創出にもつながり、市民の心身ともに豊かな生活の実現を期待することができます。

本市では、手話や要約筆記の講座を開設し、聴覚に障害のある人への情報保障を支援する人材の育成や、認知症サポーター*やシルバーサポーター*、生活・介護支援サポーター*の育成等に取り組んできました。また、高校生を対象にボランティア講座を開催し、ボランティア活動への関心を喚起してきました。

引き続き、社会福祉協議会等の関係機関と連携しボランティアの育成・支援に取り組むことにより地域生活課題の解決を図るとともに、地域活動への参画を通じた市民の自己実現や生きがいづくりを支援します。

今後の取組	関係課
● あやべボランティア総合センターの活動に対し支援を行い、社会福祉協議会との連携により地域のニーズや課題に応じていけるボランティアの育成事業を展開します。	市民協働課
● 市民を対象とした各種ボランティア入門講座を開催し、福祉等にかかる様々な活動を行うボランティアの養成に努めます。	市民協働課 障害者支援課 社会教育課

イ. 地域福祉を推進するリーダーの育成と確保

地域福祉を推進する取組を円滑に進めるには、多様な視点からもたらされる知識・経験・アイデアを活かし主体的に活動する推進役（リーダー）の存在が重要です。

本市では、様々なボランティア活動等の実践の中で、それぞれの活動の推進役となるリーダーが育まれています。また、社会福祉協議会が実施している「生活・介護支援サポーター養成講座」等、リーダーの育成事業を支援してきました。

引き続き、社会福祉協議会と連携し地域福祉のリーダーの育成に取り組むとともに、資質の向上を図ります。

今後の取組	関係課
● 民生委員・児童委員やNPO法人等、地域福祉に関する取組の推進役を担う人々に対して、必要な知識・技能等の研修を行うとともに、地域の人材を掘り起こし、活動のリーダーとなる人材を育成します。	社会福祉課 障害者支援課 高齢者支援課

ウ. ボランティアと市民をつなぐ仕組みづくり

ボランティア活動を充実するためには、担い手の輪を広げていくとともに、ボランティアを必要とする市民への情報提供や、支援したい人と支援を必要とする人をつなぐ仕組みが必要です。

本市では、「あやべボランティア総合センター」が中心となってフェスティバル等の実施を支援するとともに、社会福祉協議会と連携し地域福祉に関する情報提供の充実を図ってきました。

引き続き、ボランティア活動の意向がある人が活動の機会を得られるよう情報提供を行うとともに、手助けを必要としている人とボランティアをつなぎ、早期に支援が得られる仕組みづくりに努めます。また、ボランティア同士が交流し連携を深められる機会の充実を目指します。

今後の取組	関係課
● ボランティア団体等の登録を進め広く活動を周知するとともに、地域福祉の担い手たちが、お互いの活動を理解し合い、連携を深めるための情報交換の場づくりを進めます。	市民協働課 高齢者支援課
● ファミリーサポート・センター事業*について、「おねがい会員」「まかせて会員」の募集を行うとともに、必要な人がつながるシステムづくりを進めます。	こども支援課



取組の方向 1. 地域生活支援のネットワークづくり

ひとり暮らしの高齢者をはじめ、すべての住民が地域から孤立することなく、お互いに支え合い、助け合いながら安心して暮らせるように、“おかげさま”“お互いさま”と言葉をかけ合えるあたたかな交流や見守り活動等を推進します。

◇◆具体的な方策◆◇

ア. 顔の見える関係づくり

地域では、お互いのプライバシーに配慮しつつ近所づきあいを大切にし、思いやりと支え合いの気持ちを持って暮らすことが大切です。

本市では、各小・中学校、民生委員・児童委員等と連携し、地域におけるあいさつ運動や声かけの実施により身近な地域における住民相互のコミュニケーションの充実・向上を図ってきました。

引き続き、あいさつ運動や声かけを推進し住民同士がお互いに顔の見える関係を築き、子どもや高齢者等を見守る体制を強化します。また、地域における連帯感や、支え合いの意識の向上を図ります。

今後の取組	関係課
<ul style="list-style-type: none">● 身近な地域における家族ぐるみの交流を進めるなど、住民同士が日常的にふれあう機会をつくります。● 地域における住民同士のコミュニケーションを活性化するため、幼稚園、学校、見守り隊、青少年育成団体等の関係団体と連携し、あいさつ運動や声かけの活動がさらに充実するよう取組を推進します。	市民協働課 社会福祉課 学校教育課 社会教育課

イ. 住民相互の支え合い活動の促進

サロン活動のような地域福祉を推進する取組は、住民相互の支え合い活動の活性化や地域における居場所づくり、ネットワークづくりの観点から非常に大切です。

本市では、高齢者や障害者サロン活動等を育成・支援し、お互いにつながりを持てる気軽な集いや憩いの場づくり、孤独感の解消や在宅介護の負担軽減に取り組んできました。また、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携し、身近な地域における見守りネットワーク活動の充実を図ってきました。

引き続き、サロン活動を支援するとともに、これらの組織と社会福祉協議会や地域包括支援センター*、障害者相談支援事業所、人権福祉センター等との連携を図り、市民同士のつながりづくりを支援します。

今後の取組	関係課
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で住民同士が日常的につながり、支え合える場所づくりを支援するため、身近な地域における子育てサークルや高齢者サロン、ふれあいサロン*活動等を通じた地域福祉の推進を図ります。 	市民協働課 社会福祉課 こども支援課 高齢者支援課

ウ. 災害時要支援者の支援体制の構築

災害時等の適切な支援のため、日ごろから見守り活動や声かけ、地域の交流活動により、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人等、避難行動に支援が必要な住民の状況把握が重要です。

本市では、自然災害に備え避難行動や避難所での生活において支援を必要とする住民の情報を把握し、個人情報保護に留意しながら民生児童委員協議会や社会福祉協議会等の関係機関と情報を共有し連携を深めてきました。

引き続き、民生児童委員協議会や社会福祉協議会と連携を図り「あんしんカード*」の活用による要支援者の把握に努め、緊急時に速やかに安全を確保できる体制を築きます。

今後の取組	関係課
<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者について、市・社会福祉協議会・民生児童委員協議会が作成する「あんしんカード」への登録を進め、平常時からの見守り活動に活用します。また、「あんしんカード」の情報は、避難行動要支援者名簿として関係機関等で情報を共有します。 ● 自治会や自主防災組織、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、消防団等と連携し、日ごろから地域の要支援者の所在や状態について把握するとともに、地域の支援ネットワークづくりを推進し、災害時には協力して要支援者の避難支援が実施できる体制の整備に努めます。 	防災・危機管理課 社会福祉課 障害者支援課 高齢者支援課



取組の方向 2. 多様な市民が出会い交流する場づくり

住民同士がつながりを深め、お互いに支え合い、助け合うためには、日ごろから身近な場所で気軽に集い、憩えることが必要です。年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが学び、交流することができる場づくりに取り組みます。

◇◆具体的な方策◆◇

ア. 子どもの居場所づくり

次代を担う子どもたちの健やかな成長のために、家庭、地域、学校が連携し、地域全体で子どもの成長を見守り、子育て世帯を支援する意識を高め、安心して子どもを産み育てられる環境を整えることが重要です。

本市では、地域子育て支援センター*において親子を対象とした講座等で親同士の交流促進を図ったり、子育てに関する相談・情報提供を行うなど、子育て支援を強化してきました。また、放課後や夏休み等長期休業期間中の子どもの居場所として放課後学級*を開設し、就労等の理由で保護者が留守にしている家庭の子どもを支援するとともに、地域住民の協力を得て市内全小学校で放課後子ども教室*を開催しています。

引き続き、地域や関係機関と連携し、子育て中の親子が気軽に立ち寄り交流する場や、子どもの安心・安全な居場所づくりに取り組むとともに、関係団体による子ども食堂等の取組を支援します。

今後の取組	関係課
● 児童館の運営をはじめ、市内の子育てサークルへの幅広い情報の提供や、地域子育て支援センターでのボランティアグループの育成・支援等、子どもの居場所づくりに努めます。	こども支援課
● 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童健全育成学級や放課後子ども教室の充実を図ります。	社会教育課

イ. 障害者や高齢者の社会参加の促進

高齢者や障害のある人が、一人ひとりの能力を活かしながら、いきいきと地域生活を送ることができるように、自立と社会参加を促す支援が必要です。

本市では、高齢者や障害のある人の福祉の増進を図るため清山荘の管理運営や自発的活動支援事業、意思疎通支援事業を実施するとともに、障害者講座や高齢者学級を開催し社会参加の促進を図ってきました。

引き続き、社会福祉協議会と連携した「サロンマップ」の作成・配布をはじめとして、高齢者や障害のある人が社会参加しやすい環境づくりに努めます。

今後の取組	関係課
● 高齢者の社会参加や生きがいがづくりの促進のために、清山荘の運営、老人クラブの活動支援、高齢者学級の開催等に努めます。	高齢者支援課 社会教育課
● 障害のある人の自立と社会参加の促進を図るため、障害者団体に対する活動支援や就労支援、障害者講座の開催等に努めます。	障害者支援課 社会教育課

ウ. ニーズに応じた学習機会の提供

生涯学習の推進により、一人ひとりの自己実現や生きがいがづくり、地域の活性化や市民の社会参加の促進につながることを期待されています。

本市では、市民、自治会、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO、社会福祉協議会等と連携して、生活習慣病予防や健康増進、人権問題、介護等の地域生活課題やニーズに応じた学習の機会を提供してきました。

引き続き、市民のニーズに応じた出前講座やセミナーを開催し、市民の学びや交流の機会の確保を図ります。

今後の取組	関係課
● 市民ニーズや時代の要請に応じ、地域福祉の充実や地域課題の解決につながる講座やセミナー等を実施します。また、関係団体と連携したイベントの開催や、その内容の充実を図ります。	人権推進課 高齢者支援課 保健推進課 社会教育課



取組の方向 3. 市民協働によるまちづくり

地域福祉を推進し地域共生社会を実現するためには、一人ひとりの自助、自立を基本に、お互いを尊重し理解し合う気持ちを育み、地域活動やボランティア活動等への参加を通じて、住みよい地域づくりの担い手として誰もが役割を果たしていくことが大切です。

そのため、様々な活動の機会を充実し、活動を通じた住民同士の連帯感の育成や顔の見える関係づくりを推進し、地域の多様な主体が地域の生活課題を我が事として受け止め解決に向けて協働する風土を築きます。

◇◆具体的な方策◆◇

ア. NPO、市民活動団体の活動支援

地域では様々なNPOや市民活動団体が活動しており、地域福祉を推進する大きな役割を担っています。また、複雑化・複合化する地域生活課題にきめ細かく対応するためには行政による施策の推進だけでなく、地域で活躍するこれらの活動団体等との協働が不可欠です。

本市では、あやべボランティア総合センターに登録されたボランティア団体をはじめとして、高齢者や障害のある人の支援等、様々な分野においてNPOや市民団体が活躍しています。

引き続き、地域のNPOや市民活動団体の活動を支援し、市民協働による地域福祉の推進に取り組めます。

今後の取組	関係課
● 地域における多様な生活ニーズに対し、市民協働による対応を推進するため、ボランティアやNPO等による活動を支援します。	市民協働課 障害者支援課 高齢者支援課

イ. 自治会活動等への支援

自治会は同じ地域に住む住民同士が地域生活を向上するために自発的に組織しており、自治会活動を通じて住民同士の親睦を深め、互いに助け合い、支え合う関係づくりにも力を発揮しています。

本市では、自治会の主催により防災訓練や清掃活動、イベント事業等の様々な活動が実施されており、これらの活動は地域の絆を育む機会にもなっています。また、自治会連合会を単位として公民館を設置し、地域活動の支援を行ってきました。

引き続き、地域における住民の最も身近な活動単位として自治会の取組を支援し、住民同士の連帯感や顔の見える関係づくりを推進します。

今後の取組	関係課
● 様々な活動の単位であり地域において重要な役割を担っている自治会や公民館（分館）に対して、今後も活動の充実や活性化に向けた支援に努めます。	市民協働課 社会教育課

ウ. 社会福祉協議会への活動支援と連携

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき民間の社会福祉活動を推進することを目的に設置された組織です。“つながりあいを地域の中に”を合言葉とし、だれもが安心して暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」をすすめるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関と連携し、本市の地域福祉の推進に取り組んでおられます。また、「綾部市地域福祉活動計画」を策定し、住民が主体的に参加・参画して取り組む地域の福祉課題に応じた解決への指針を示すなど、本市の地域福祉を図る中心的な組織でもあります。引き続き、社会福祉協議会の活動を支援するとともに、地域福祉の推進に向けて連携を深めます。

今後の取組	関係課
● 地域福祉の推進を図る中心的な組織である社会福祉協議会に対して活動支援を行うとともに、活動連携、情報共有等の日常的な連携に努めます。	社会福祉課 障害者支援課 高齢者支援課

〈綾部市社会福祉協議会の主な事業〉

- ・社会福祉を目的とする事業の企画、実施
 - ・社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
 - ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - ・社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業
 - ・ボランティア活動の振興
 - ・共同募金事業への協力
 - ・生活支援体制整備事業
 - ・介護保険事業（訪問介護、訪問入浴、居宅介護支援、通所介護）
 - ・障害福祉サービス事業
 - ・障害(児)相談支援事業
 - ・綾部市中部地域包括支援センター
 - ・福祉サービス利用援助事業
 - ・生活福祉資金貸付事業
 - ・成年後見制度に関する事業
 - ・生活困窮者に対する相談支援事業
- など

基本目標Ⅲ 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

取組の方向 1. 福祉サービスの相談窓口と情報提供

市民がニーズに応じて必要な福祉サービスについて気軽に相談したり、情報を得たりできるように、ICT（情報通信技術）等の活用の検討を含め、相談窓口や情報提供の充実を図るとともに、一人ひとりが主体的にサービスを選択できる体制づくりを推進します。

また、市が提供する福祉サービスの内容や評価に関する情報公開に努め事業運営の透明性を確保するとともに、サービス内容等に対する苦情を受け止め、その解決を図る仕組みの構築を図ります。

◇◆具体的な方策◆◇

ア. 身近な相談窓口の整備と周知

住み慣れた地域で安心して生活するためには、悩みごとや困りごとを身近な場所で気軽に相談できる窓口や体制の整備が必要です。また、80代前後の高齢の親が50代前後のひきこもり*の子どもを生活を支えているような「8050問題」といわれる新たな課題への対応も求められています。

本市では、市役所の窓口をはじめ、地域包括支援センターや男女共同参画センター、人権福祉センター等の様々な相談窓口を開設しており、これらの窓口の周知を図るとともに気軽に相談していただける体制を整えています。

引き続き、身近な相談窓口の利便性の向上を図るとともに、社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめとする地域の相談員等と連携し、一人でも多くの市民の悩みや不安を解消し、いきいきとした暮らしを実現する仕組みづくりを推進します。

今後の取組	関係課
<ul style="list-style-type: none">● 身近な相談窓口として市役所、保健福祉センター、人権福祉センター、男女共同参画センター、障害者相談支援事業所、こども家庭支援相談室、地域包括支援センター、地域子育て支援センター、社会福祉協議会等の窓口の市民への周知と利用の促進を図ります。● 民生委員・児童委員等の各種相談員や相談窓口の周知に努めるとともに、相談活動の充実を支援します。	人権推進課 社会福祉課 こども支援課 障害者支援課 高齢者支援課 保健推進課

イ. 福祉サービスや制度の周知と利用促進

支援を必要とする人を確実に支援のネットワークにつなげるため、サービスの内容や利用方法についてわかりやすく伝え、利用を促すことが必要です。

本市では子ども・子育て支援、ひとり親支援、高齢者福祉、障害者福祉、生活困窮者支援等の多様な分野において市民の日常生活を支援するため様々な福祉サービスを提供しており、これらの福祉サービスについて市の広報紙やホームページ、FMいかる*等、既存の情報手段の充実を図るとともに、出前講座を実施するなど広く周知を図ってきました。

引き続き、必要な情報が市民に行き届き、個々のニーズに応じた福祉サービスが利用できるよう情報提供体制の充実に努めます。また、民生委員・児童委員の活動や社会福祉協議会が発行する「あやべの社協」においても情報発信を行っていただきます。

今後の取組	関係課
<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービスの利用促進を図るため、利用者がわかりやすいチラシや冊子の作成、広報ねっとの活用やホームページの充実を図ります。 ● 高齢者や障害のある人への制度周知を図るため、出前講座の開催や制度の理解に必要な支援（要約筆記・手話通訳等）を行います。 	社会福祉課 こども支援課 障害者支援課 高齢者支援課

ウ. 成年後見制度など権利擁護に関する制度の普及・啓発

成年後見制度*は、認知症等の高齢者や障害のある人が福祉サービスを受ける際の人権侵害を防止し、誰もが立場と権利を尊重され安心して快適にサービスを利用できる制度であり、その普及・啓発、利用促進に取り組む必要があります。

本市では、社会福祉協議会と連携し、わかりやすい制度の周知に努め、成年後見制度を通じて、安心して福祉サービスが利用できるよう、成年後見制度の普及・啓発に取り組むとともに利用支援を行ってきました。

引き続き、社会福祉協議会と連携し高齢者や障害のある人等制度の利用を必要とする方に制度を周知するとともに、支援体制の充実を目指します。さらに、成年後見制度利用促進法*に基づき、支援が必要な人の早期発見・支援に向けて専門機関・団体が地域で連携できるネットワーク（協議会・中核機関）の構築に努めます

今後の取組	関係課
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や障害のある人の権利を守る制度を解説した、わかりやすいパンフレットの配布等を通じて制度の普及・啓発に努めます。 ● 支援が必要な人がスムーズに制度の利用ができるように地域連携ネットワークの構築を図ります。 	社会福祉課 障害者支援課 高齢者支援課



取組の方向 2. きめ細かな福祉サービスの推進

人々が生活していく上で生じる課題は、介護、子育て、障害、病気だけでなく、住まいや就労、教育、家計等あらゆる分野にわたり、それぞれの課題が複合的に生じる場合もあることから、こうした課題を包括的に受け止め、分野を超えた様々な機関の連携により課題解決を支援する仕組みを整えます。さらに、子どもや高齢者、障害のある人等の日常生活支援や見守り体制の強化を目指し、ICT（情報通信技術）等の活用によって支援を必要とする人と地域がつながる仕組みづくりの検討に取り組みます。

◇◆具体的な方策◆◇

ア. 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

子育ての孤立感・負担感を抱える家庭への支援や、ひとり親家庭への支援等、子ども・子育てを取り巻く様々な課題の軽減を図るために市民、福祉関係者、企業、行政が一体となって地域全体で子育て家庭を支え、子どもを産み育てることに喜びと希望が持てるまちづくりが求められています。

本市では、ひとり親家庭や障害のある児童のいる家庭等が地域で孤立することなく安心して子育てができるよう、医療費や教育費等の負担軽減、各種手当等諸制度の普及促進等、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、家庭の状況に応じた適切な支援の充実に取り組んできました。また、次世代を担う子どもの健全な育成を図るため、「あやべっ子すこやかプラン」を策定し、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長する環境づくりを推進してきました。

引き続き、子どもの尊厳を守り、また、安心して子どもを産み育てられるよう子ども・子育て支援の充実を図り、本市において「子どもの最善の利益」が実現できるまちづくりを推進します。

今後の取組	関係課
<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親家庭等、支援が必要とされる家庭に対する保育料等の軽減、各種手当や就学援助費の支給、児童生徒に対する学習支援等により、経済的支援を実施します。 ● 「あやべっ子すこやかプラン」を推進し、子どもの健やかな成長のため、家庭、地域、学校が様々な機会や取組を通じて連携できる環境づくりに努めます。 	市民・国保課 社会福祉課 こども支援課 学校教育課 社会教育課

イ. 誰もが安心して地域に住み続けられる環境づくり

年齢や障害の有無に関わらず、誰もが住みなれた地域で安心して生活することができ、仕事や趣味の活動、ボランティア活動、地域活動への参加等を通じて自己実現を果たし、自立した生活が送れるよう、福祉サービスの充実が求められています。

本市では、「障害福祉計画」や「高齢者保健福祉計画（あやべゴールドプラン）」に基づき、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、介護予防・日常生活支援総合事業等に取り組んできました。

引き続き、高齢者や障害のある人の福祉サービスの充実を図り、安心して地域生活を送ることができるよう支援体制を整えます。

今後の取組	関係課
● 障害のある人が自身の能力や適性に応じ、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター等の事業を推進します。	障害者支援課
● 介護予防の推進、また要介護状態になった場合でも自立して住み慣れた地域で日常生活を営むことができるように、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業等の推進を図ります。	高齢者支援課

ウ. 生活困窮者に対する包括的な支援体制づくり

公的扶助である生活保護制度に加え、生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する市民に対して、重層的なセーフティネットの構築が必要です。

本市では、生活保護法や生活困窮者自立支援法に基づき生活保護制度の活用や生活困窮者に対して自立相談支援事業や就労準備支援事業、わくわく未来塾等を実施してきました。

引き続き、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた支援を行うために、関係機関等と連携を図りながら一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援体制の構築に努めます。

今後の取組	関係課
● 社会福祉協議会等の関係機関や団体と連携し、生活困窮者に対して生活保護をはじめとして、自立相談支援事業や就労準備支援事業、住居確保給付金の支給等の支援の充実を図ります。	社会福祉課



取組の方向 3. 保健・福祉・医療の連携強化

高齢者や障害のある人、健康に課題を抱える人等、誰もが生涯にわたって健康を維持し、生きがいをもって住み慣れた地域でいきいきと生活できるように、保健・福祉・医療の連携の強化を図り市民の心身の健康づくりに取り組みます。また、制度の狭間で生じる課題に対して早期に必要な対策が講じられるよう各分野の連携を強め、それぞれの状況に応じた包括的な支援体制の構築に取り組みます。

◇◆具体的な方策◆◇

ア. 支援を必要とする者の早期把握

児童虐待や生活困窮者、認知症高齢者、ひきこもり等支援を要する人の早期の発見は、必要な支援に早急につながることができ、課題の重篤化を防ぐこととなります。

本市では、民生委員・児童委員や認知症地域支援推進員等との関係者と連携するとともに、学校や福祉施設等との連携を強化し課題を抱える人の早期発見に努めてきました。

引き続き、必要に応じて適切な保健・福祉・医療のサービスを受けられるよう、行政や医療機関等が連携し提供体制の強化を図ります。

今後の取組	関係課
● 地域の関係者（民生委員・児童委員等）や関係機関等と連携し、児童虐待の未然防止や、生活困窮者等の支援を必要とする市民の早期把握に努め、早い段階で支援につながるよう努めます。	社会福祉課 こども支援課 障害者支援課 高齢者支援課

イ. 専門・関係機関との連携による課題の解決

地域福祉に関する課題は複雑多岐にわたり、またその内容も深化する傾向にあることから、それぞれの課題に応じた専門機関等との連携が不可欠になっています。

本市では、保健所、児童相談所、社会福祉協議会等、関係する機関と連携し、課題の早期解決に向けた取組を進めてきました。

引き続き、児童虐待や生活困窮、ひきこもり等様々な地域生活課題に対応できるよう専門・関係機関と連携し、早期の課題解決に努めます。

今後の取組	関係課
● 保健所、児童相談所、社会福祉協議会、家庭支援総合センター、ハローワーク、自立就労サポートセンター等、専門機関との連携を強化し、家族や個々の課題の早期解決に努めます。	社会福祉課 こども支援課 障害者支援課 高齢者支援課

ウ. 市民の健康づくりの支援

市民一人ひとりが可能な限り自立した生活を送り、健康でいきいきと過ごすためには日ごろから健康づくりや介護予防等に取り組むことが重要です。

本市では、市民の健康づくりを促すために、出張健康教室を実施し生活習慣病予防や健康増進等に関する情報提供を行いました。また、「あやちゃん健康ポイント」の実施や、民間事業者の協力を得て各自治会やサークル・事業所等に健康運動指導者を派遣するなど、運動習慣の定着を図りました。

引き続き、健康づくりに対する市民の自覚を促し、健やかな地域社会を実現できるよう、生活習慣病予防や健康増進等につながる講座やイベントの開催、情報提供に取り組めます。

今後の取組	関係課
● 市民の健康増進につなげるため綾部医師会や綾部市立病院等の関係機関と連携し、健康づくり講座等健康づくりに関するイベントの実施及び積極的な周知、広報に努めます。	保健推進課



取組の方向 1. 誰もが利用しやすい公共施設の整備

多様化する地域福祉に対するニーズに対応するためには、福祉サービスだけでなく、保健、医療、教育、就労、住宅、交通、環境、防犯、まちづくり等の生活関連分野との連携が大切です。また、地域には性別や年齢、障害の有無、国籍等様々な違いを持った多様な人々が生活しており、一人ひとりの違いに関わらず誰もが安全に安心して利用できる公共施設の整備に取り組み、誰もが利用可能なまちづくりを推進します。

◇◆具体的な方策◆◇

ア. バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくり

バリアフリー*のまちづくりの推進により安全で安心な社会生活の実現を困難にしている差別や偏見、制度利用や施設利用、移動に伴う制限等を解消し、誰もが社会参加の制限を受けることなく一人ひとりの個性や能力を發揮して、いきいきと生活できる社会の実現が求められています。

本市では、誰もが安心して地域福祉を推進する取組に参加できるよう、またサービスを利用しやすい環境をつくるため、既存施設のバリアフリー化を促進してきました。

更に、ユニバーサルデザインの視点を取り入れることにより、高齢者や障害のある人のみならず、すべての人が安心して生活できるよう、建築物や道路、公園等、市内施設の利便性の向上を目指します。

今後の取組	関係課
<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、高齢者や障害のある人のみならずすべての人が安心して生活でき、積極的に地域活動に参加できるよう、建築物や道路、公園等、市内施設の利便性の向上を目指します。 	障害者支援課 高齢者支援課 建設課 都市計画課 建築課

イ. 道路、公園等施設整備の推進

道路、公園等において、子どもや高齢者、障害のある人等の安全を確保できるよう施設・設備等の計画的な整備が必要です。

本市では、道路の改良・補修工事や、カーブミラーやガードレールの設置等をはじめ、子どもがのびのびと遊べるよう都市公園施設における遊具の点検・更新等、安心して利用できる施設・設備の整備に努めてきました。

引き続き、すべての市民が暮らしやすいまちの実現を目指し、道路や公園等の施設整備を計画的に推進します。

今後の取組	関係課
● 橋梁長寿命化修繕計画や公園施設長寿命化計画等に基づき、高齢者や障害のある人等すべての市民が安心して移動や利用、生活ができるように、建築物や道路、公園等の施設の整備を進めます。	建設課 都市計画課

ウ. 公共施設・設備等の整備・活用

地域福祉を推進する取組の活性化や効果的な展開を図るために、活動の基盤となる拠点の確保が必要です。

本市では、福祉ホールやあやべハートセンター、保健福祉センター、人権福祉センター等、市内の各福祉施設等の利便性を高め、福祉活動の拠点として市民の活動を支援してきました。

引き続き、市民主体の拠点づくりを支援するとともに、既存施設の有効活用による拠点づくりを進め、市内の各福祉施設が市民の福祉活動の拠点や市民同士の交流等のコミュニケーションの場として親しんでもらえるよう、利用の促進を図ります。

今後の取組	関係課
● 子どもや高齢者、障害のある人等すべての市民が安心して利用できる公共施設の整備に努めるとともに、福祉ホールやあやべハートセンター、保健福祉センター、人権福祉センター、児童館・児童センター、地域子育て支援センター等の社会福祉施設等を活用し、地域福祉を推進する取組の拠点として、さらなる役割を果たすことができるよう工夫、検討します。	市民協働課 人権推進課 社会福祉課 こども支援課 保健推進課

取組の方向 2. 安全・安心な暮らしの基盤づくり

地域福祉の充実を図るためには、地域で住み続けることができるための生活の基盤づくりが必要です。公共交通機関をはじめとした移動手段や働く場の確保に努めるとともに、一人ひとりの防災・防犯意識の向上を図り、地域全体で安全・安心なまちづくりを推進します。

◇◆具体的な方策◆◇

ア. 安心して利用できる外出・移動手段の確保

子どもや高齢者、障害のある人の外出時の安全性や、快適性、利便性の確保等、すべての市民が安心して外出や移動ができる支援体制づくりが求められています。

本市では、「あやバス*」の定期的な運行やNPOとの連携・支援による外出支援の充実に努めてきました。また、障害のある人の社会参加の機会を保障するために、タクシー等の利用券の交付や自動車改造に必要な経費の補助、歩行訓練等を行ってきました。

引き続き、行きたい時に行きたい場所へ安心して移動ができ、市民一人ひとりの社会参加の促進につながるよう、公共交通機関の整備や外出支援の充実を図ります。

今後の取組	関係課
● 運行時間、運行路線の見直しや健康長寿定期等のサービスの提供等に取り組み、市民が利用しやすい「あやバス」の運行に努めます。	市民協働課
● NPO等との連携やタクシー等利用券の発行等、高齢者や障害のある人等の外出支援を促進します。また、ガイドヘルパー*等の外出支援サービスの充実に努めます。	障害者支援課 高齢者支援課

イ. 働く場の確保と安心して働ける職場づくり

就労は生活の経済的基盤であるだけでなく、仕事を通じた社会とのつながりの形成、自己実現や生きがい、やりがいの創出につながるものです。

本市では、高齢者や障害のある人も地域でいきいきと暮らすための支援として、シルバー人材センターとの連携や、各種支援事業の実施等により雇用対策や生きがい対策に取り組んできました。

引き続き、性別や年齢、障害の有無等に関わらず、就労を希望する誰もが働くことができるよう、働く場の確保と安心して働ける職場づくりに向けた啓発を行います。

今後の取組	関係課
● シルバー人材センターにおいて財政運営の健全化と事業の効率化を図りながら、会員と就業機会の拡大を推進する取組について、補助金の交付等を通じて支援し、高齢者の働く場の確保に努めます。	商工労政課
● 障害のある人も能力や適性に応じて働くことのできる場を確保するために、関係機関との連携を図りながら障害のある人の雇用支援に取り組むとともに、就労継続支援事業所の充実に向け必要な支援や働いている人が職場に定着できるよう相談支援の充実に取り組めます。	障害者支援課 商工労政課

ウ. 防災・防犯対策の推進

災害に強く犯罪のないまちづくりを進めるためには、日ごろから見守りや声かけ等の地域活動の様々な取組を通じて、住民同士が助け合い、支え合う関係を築くことが大切です。

本市では、自然災害等に対する「地域防災計画」に基づき、住民や市域の被害を最小限にとどめるため、市民協働による取組を進めてきました。また、高齢者や障害のある人、子ども等を犯罪被害から守るため、関係機関と連携し、安全・安心なまちづくりに向けた啓発活動等を行ってきました。

引き続き、市民や社会福祉協議会等の関係機関、団体と連携・協働し、災害や犯罪から身を守る安全・安心のまちづくりの推進に努めます。

今後の取組	関係課
● 地域防災計画に基づき豪雨や大規模地震等の自然災害に対する備えを図ります。	防災・危機管理課
● 安全・安心のまちづくり推進組織等の関係団体との連携強化による犯罪や事故の防止に取り組めます。	市民協働課

取組の方向 3. 絆を育むまちづくり

近年、家庭や地域で支え合う力が弱まりつつありますが、本計画の推進により住民同士が一人ひとりの多様性を尊重し、それぞれの生活背景や地域生活課題を理解することにより、共に助け合い支え合う関係を再構築していくことが大切です。また、一人ひとりのふるさとを愛する心を育て、地域の一員として本市に暮らす喜びを感じ、誰もが個性と能力を発揮できる社会づくりを推進します。

◇◆具体的な方策◆◇

ア. ふるさとを愛する心を育む

自分の住む地域を知り、地域に愛着を持つことは、市民一人ひとりが地域の様々な課題に関心を持ち、それぞれの立場から課題解決に向けて役割を果たしていくことにつながります。

本市では、小・中学校の「ふるさと教育」において、綾部の人や文化、自然等とのふれあいに取り組んできました。また、天文館、資料館等では豊かな自然や歴史を活かし、市民に綾部の魅力を伝え学べる機会を提供してきました。

引き続き、地域参加の機会やふるさとについて学ぶ機会の充実を図り、市民のふるさとを愛する心の育成を推進します。

今後の取組	関係課
● 学校でのふるさと教育や地域における様々な事業等を通じて、自分が住む地域の歴史や文化を学んだり、地域の多様な人々や豊かな自然とふれあう機会を持ったりすることにより、全世代でふるさとを愛する心と地域への関心を育みます。	学校教育課 社会教育課

イ. 世代間の交流等の促進

異なる世代の住民同士がお互いに顔の見える関係を築き、温かいふれあいのもとで地域の子どもや高齢者を地域全体で見守り安心して暮らせる社会を築くことが大切です。

本市では、シルバー・チャイルドハウス事業*や放課後子ども教室、各地区の公民館活動等を通じて、あらゆる世代が身近な場所で取組や行事に参加し、気軽に交流を深められるような世代間交流の場の確保に努めてきました。

引き続き、様々な場面で子どもと高齢者がふれあう機会を提供するとともに、地域の大人から子どもへ地域の伝統や行事等を伝え次代に継承する取組を支援します。

今後の取組	関係課
<ul style="list-style-type: none"> ● シルバー・チャイルドハウス事業、高齢者学級や障害者講座等、世代や障害の有無を超え人々が日常的に交流できる機会を通して相互理解・交流を深めます。 ● 地域が主体となった公民館・自治会活動や人権福祉センターでの地域交流事業等、地域の実態に応じた世代間交流の場づくりを支援します。 	人権推進課 こども支援課 障害者支援課 保健推進課 社会教育課

ウ. 地域生活課題の把握と共有

困りごとや悩みを抱えている人が地域から孤立することなく、早期に必要な支援を受けることができる体制づくりが求められています。

本市では、児童虐待防止のためのネットワーク構築のため要保護児童対策地域協議会の設置や生活困窮者自立支援事業に伴う関係機関との支援調整会議等を実施してきました。また、子どもの貧困対策に関しては、市の関係課による「子どもの貧困対策連絡会」を開催し、情報の共有や連携を図ってきました。

引き続き、小地域における見守りネットワーク活動を推進し、行政や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の関係機関が連携し地域の課題を共有する仕組みづくりを推進します。

今後の取組	関係課
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉や地域生活に関する課題の把握に努めるとともに、庁内の関係課や保健所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、児童相談所等と日ごろから連携を強め、必要に応じて連絡会を設置するなど情報の共有を図り、課題の解決に向けて検討します。 	社会福祉課 こども支援課 障害者支援課 高齢者支援課 保健推進課

第5章 地域福祉計画の推進に向けて

1. 地域福祉計画の推進に向けて



(1) 公民協働によるパートナーシップの構築

計画の展開に当たっては、市民の参加を基本として、学校、福祉関係者、自治会、各種自主団体、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、社会福祉法人、保健・医療機関等、様々な主体との協働によるパートナーシップの構築に取り組み、信頼関係の形成を図るとともに、効果的な施策推進を目指します。

(2) 社会福祉協議会との連携の強化

「綾部市地域福祉活動計画」の推進機関である社会福祉協議会と連携し、地域の福祉課題の共有と課題の解消に向け対応策の検討に努めます。

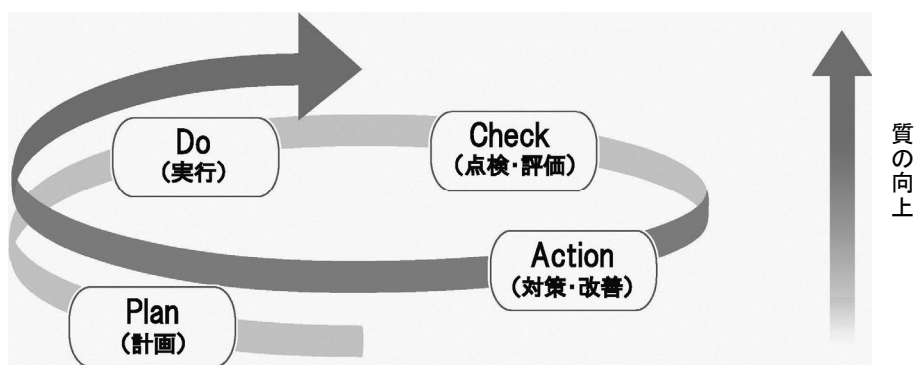
(3) 地域福祉計画の周知

本計画の推進について市民に広く周知するために、広報紙やホームページでの紹介、パンフレットの作成を行うなど、情報提供体制の充実に努めます。また、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員及びその活動について市民への周知を図り、地域福祉を推進する取組の浸透を図ります。

(4) 推進状況の定期的な点検

計画を着実に推進するために、P D C Aサイクル*により推進状況を定期的に点検するとともに、他計画との調整を図りつつ、効率的な施策の実施に向けた検討を行います。

図 P D C Aによる進行管理



資料編

1. アンケート調査結果

【調査結果の見方】

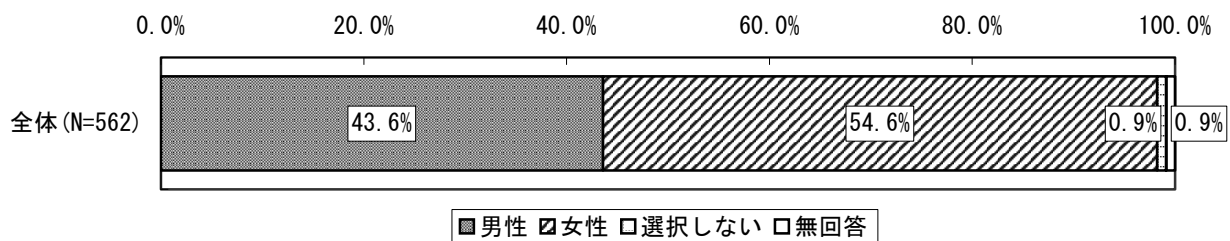
- 集計結果は、すべて小数点以下第2位を四捨五入しており、比率の合計が100%とならないことがあります。

(1) 回答者の属性

①性別

性別をみると、「男性」(43.6%)、「女性」(54.6%)となっています。

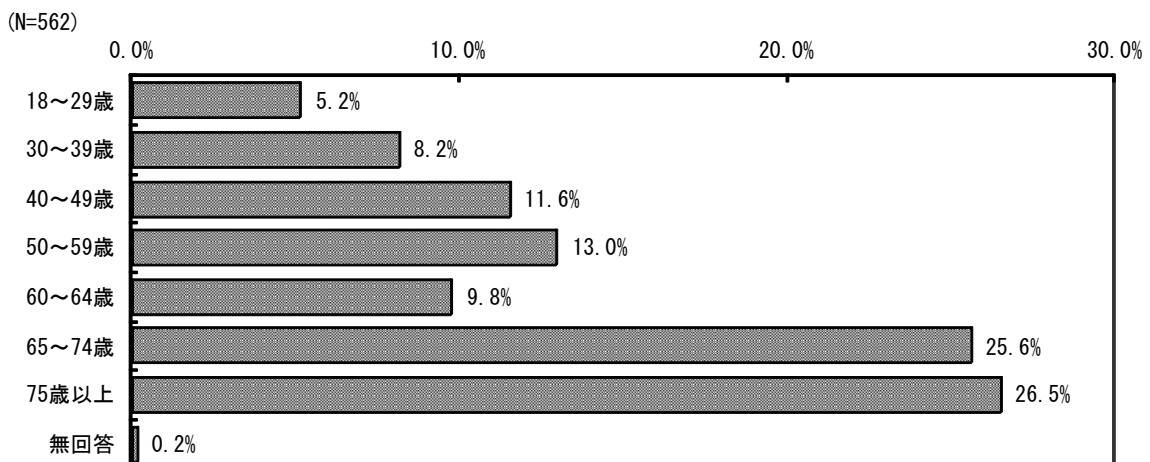
図 問1 性別(一般市民)



②年齢

年齢をみると、「75歳以上」(26.5%)が最も多く、次いで「65～74歳」(25.6%)、「50～59歳」(13.0%)となっており、65歳以上が5割以上となっています。

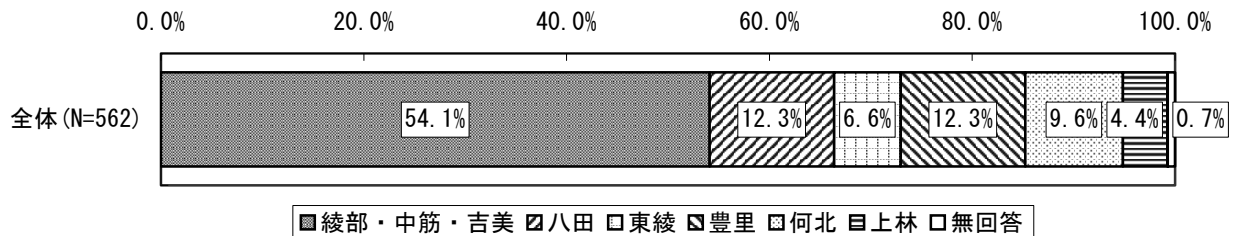
図 問2 年齢(一般市民)



③居住地

居住地域をみると、「綾部・中筋・吉美」(54.1%) が最も多く、次いで「八田」(12.3%)、「豊里」(12.3%) となっています。

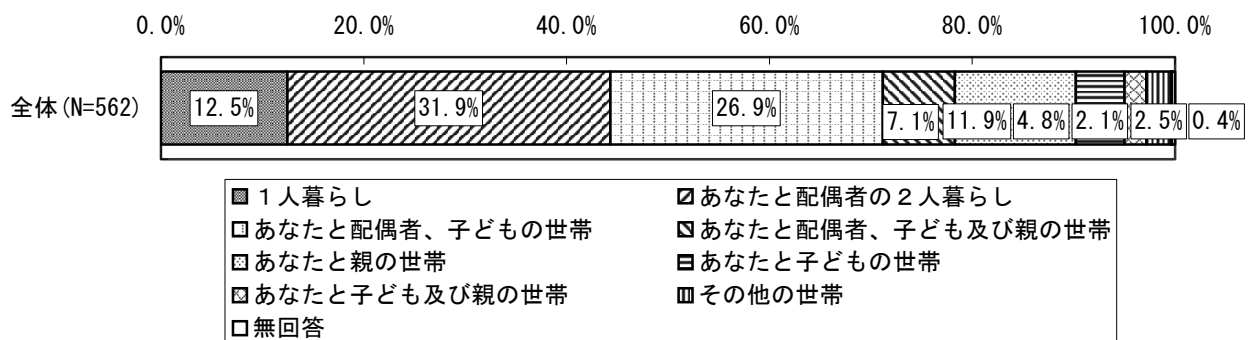
図 問3 居住地（一般市民）



④世帯構成

世帯構成をみると、「あなたと配偶者の2人暮らし」(31.9%) が最も多く、次いで「あなたと配偶者、子どもの世帯」(26.9%)、「1人暮らし」(12.5%) となっています。

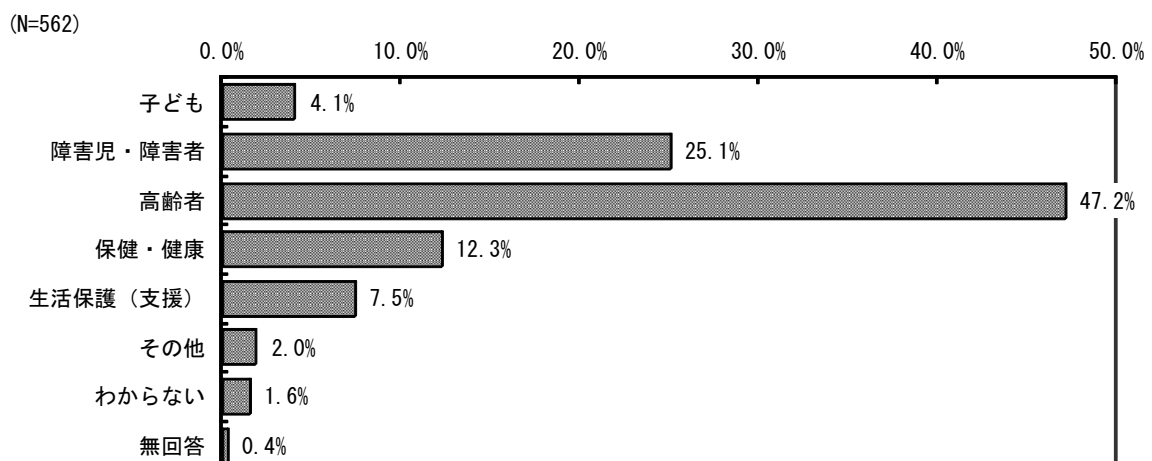
図 問4 世帯構成（一般市民）



(2) 「福祉」という言葉から思い浮かべるもの

「福祉」という言葉から思い浮かべるものは、「高齢者」(47.2%) が最も多く、次いで「障害児・障害者」(25.1%)、「保健・健康」(12.3%) となっています。

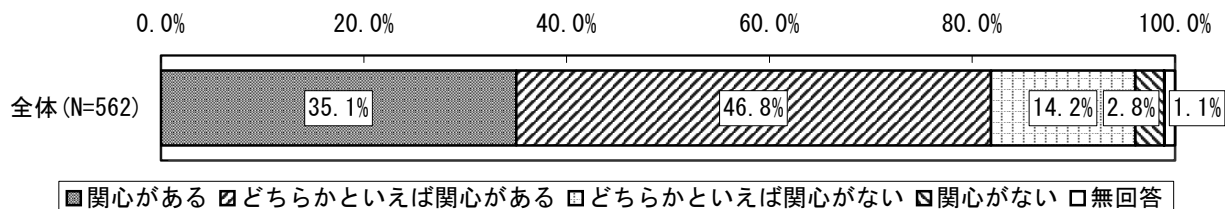
図 問5 「福祉」という言葉から思い浮かべるもの（一般市民）



(3) 「福祉」への関心

福祉への関心を見ると、「どちらかといえば関心がある」(46.8%)が最も多く、次いで「関心がある」(35.1%)、「どちらかと言えば関心がない」(14.2%)となっています。「関心がある」「どちらかといえば関心がある」を合わせると関心がある人は81.9%となっています。

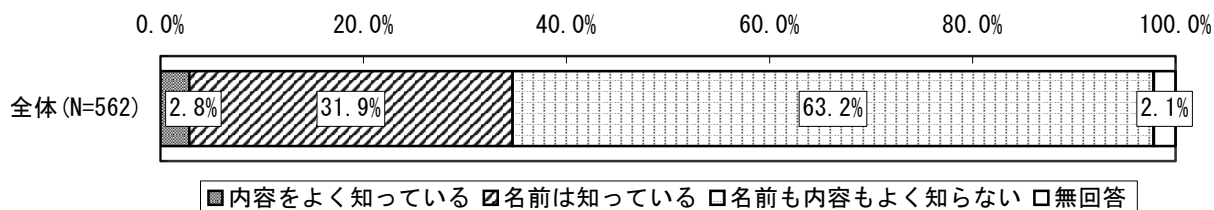
図 問6 福祉への関心 (一般市民)



(4) 綾部市地域福祉計画の認知度

綾部市地域福祉計画の認知度綾部市の地域福祉計画の認知度は、「名前も内容もよく知らない」(63.2%)が最も多く、次いで「名前は知っている」(31.9%)となり「名前は知っている」と「内容をよく知っている」を合わせ、知っている人は34.7%となっています。

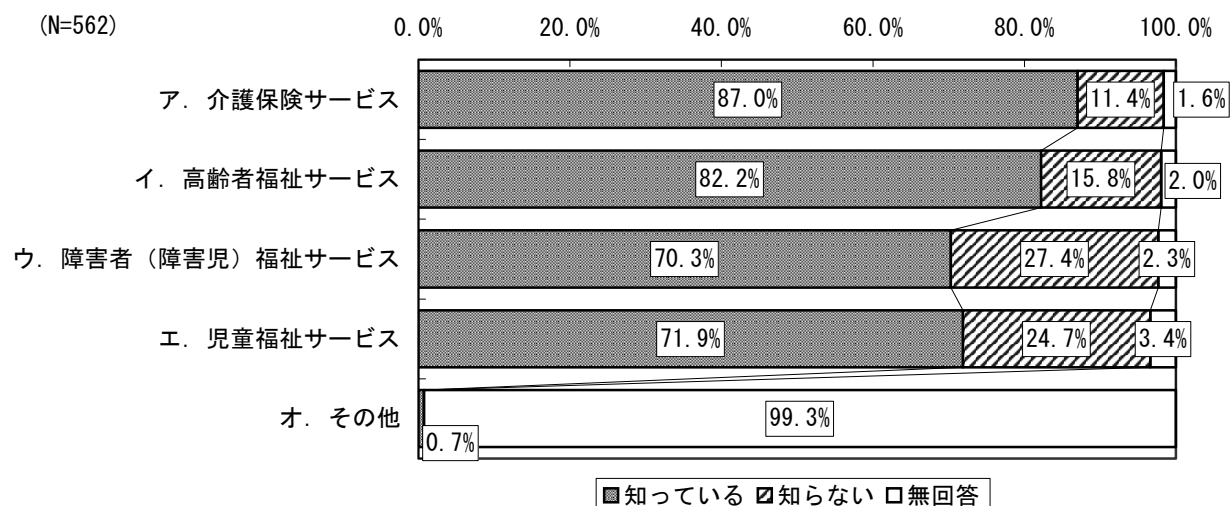
図 問7 綾部市地域福祉計画の認知度 (一般市民)



(5) 福祉サービスの認知度

「その他」を除くいずれのサービスも「知っている」が7割以上となっており、「介護保険サービス」(87.0%)が最も多くなっています。

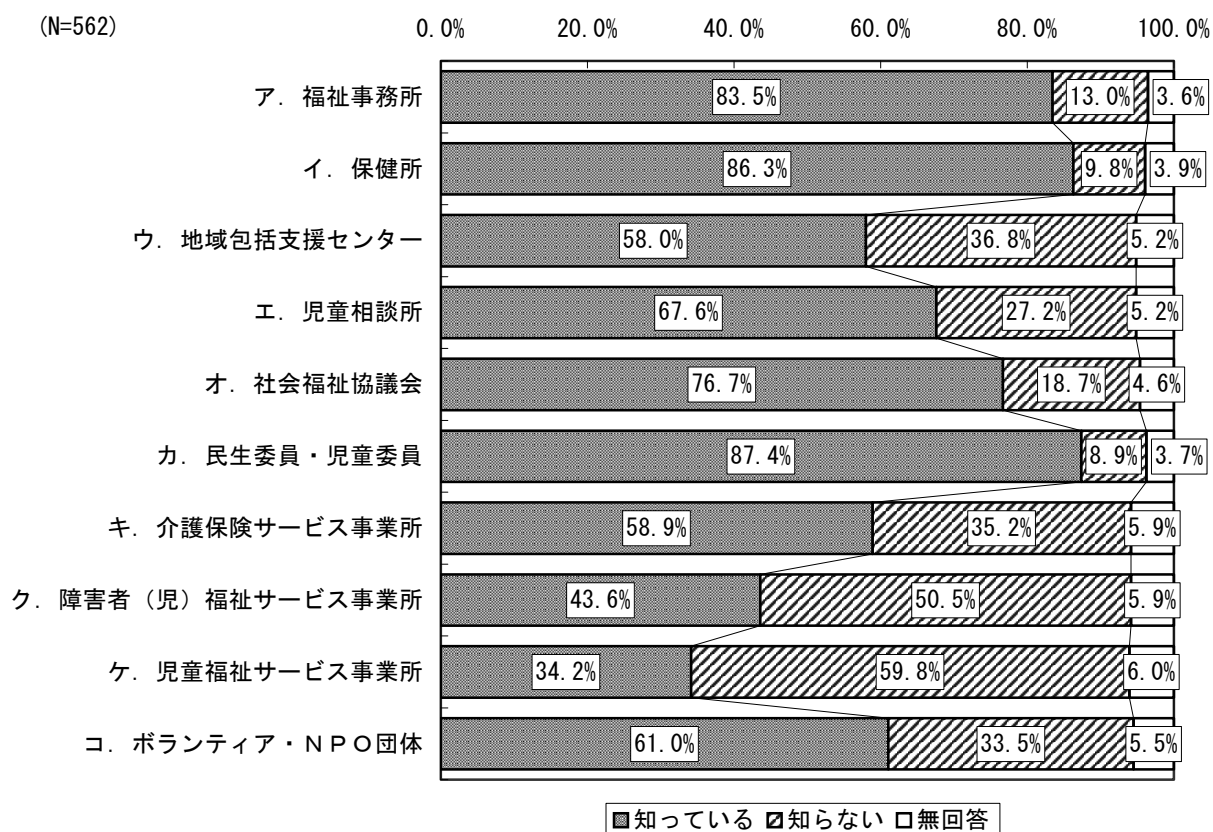
図 問8 (1) 福祉サービスの認知 (一般市民)



(6) 相談機関・団体の認知

知っている相談機関や団体は「福祉事務所」、「保健所」、「民生委員・児童委員」が8割以上となっており、「民生委員・児童委員」(87.4%)が最も多くなっています。一方、「障害者(児)福祉サービス事業所」、「児童福祉サービス事業所」は「知らない」が5割以上となっています。

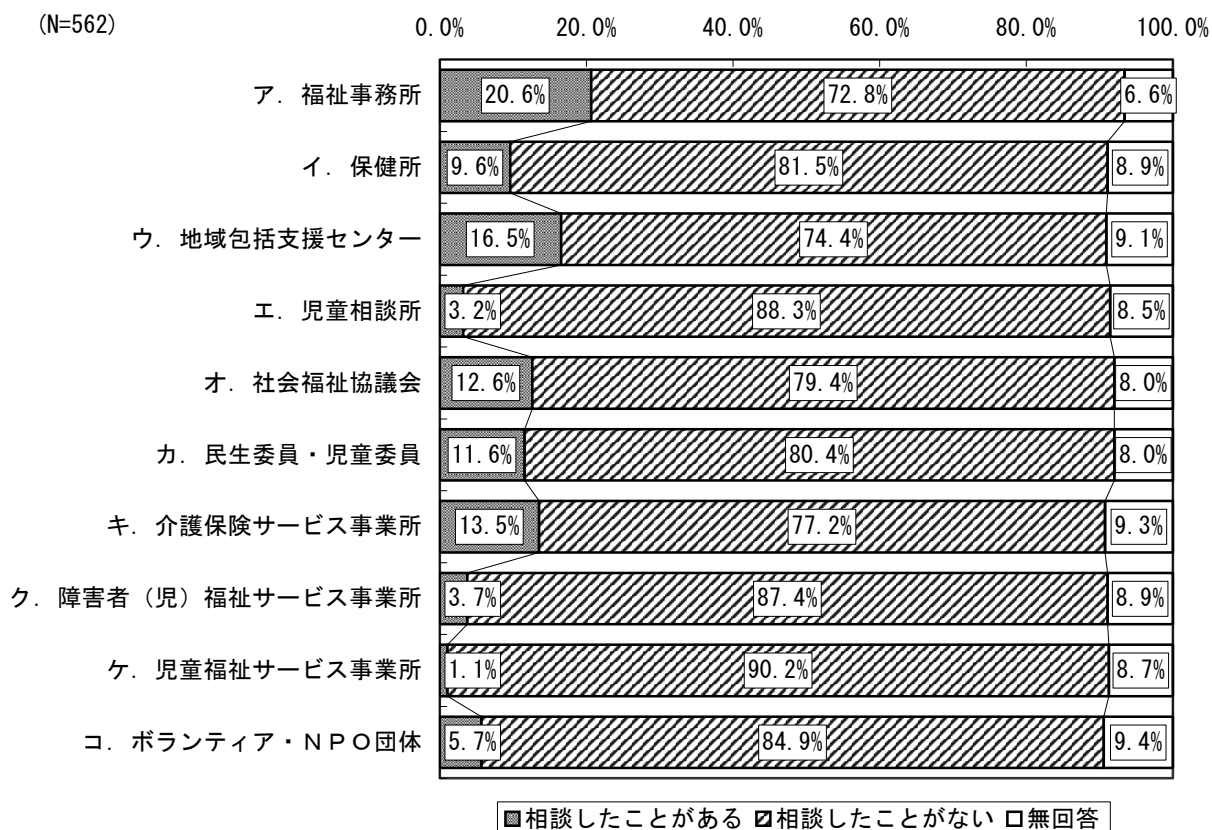
図 問9(1) 相談機関・団体の認知(一般市民)



(7) 相談機関・団体への相談状況

相談したことがある相談機関・団体は「福祉事務所」、「地域包括支援センター」、「社会福祉協議会」、「民生委員・児童委員」、「介護保険サービス事業所」が1割以上となっており、「福祉事務所」(20.6%)が最も多くなっています。

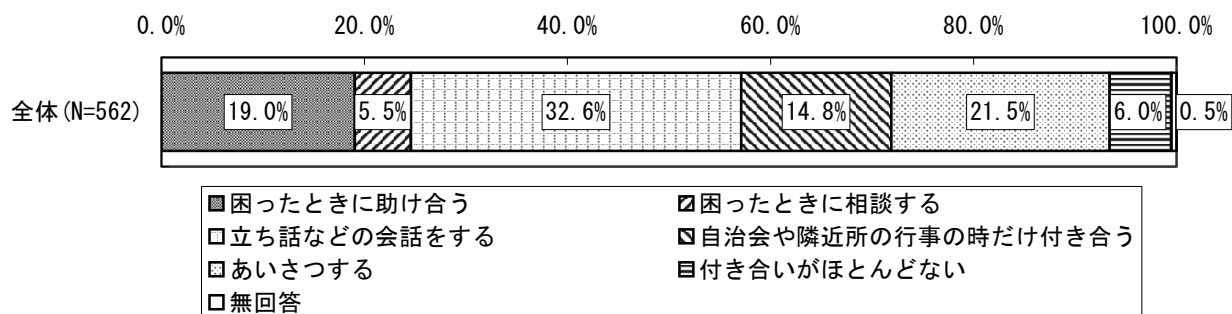
図 問9(2) 相談機関・団体への相談状況 (一般市民)



(8) 近所づきあいの程度

近所づきあいの程度をみると、「立ち話などの会話をする」(32.6%)が最も多く、次いで「あいさつする」(21.5%)、「困った時に助け合う」(19.0%)となっています。

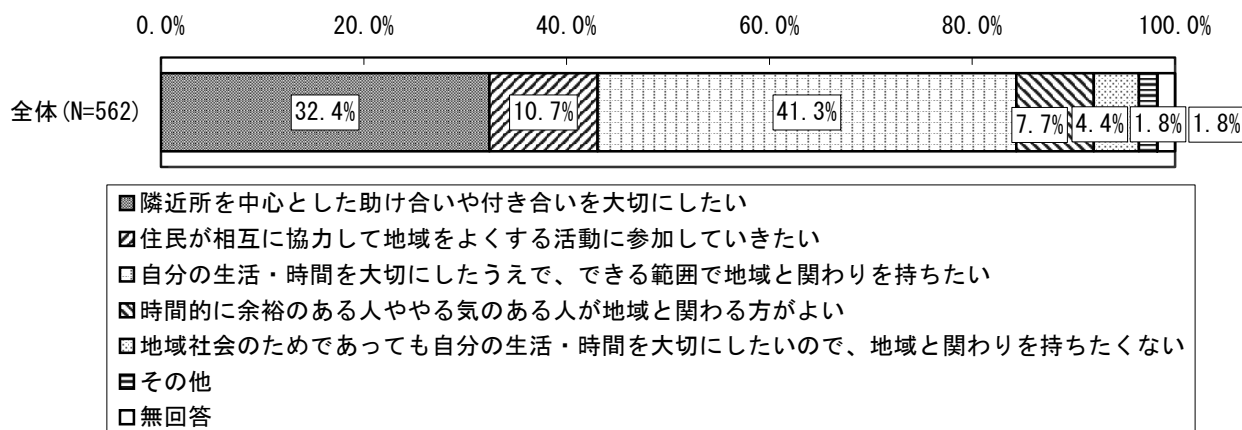
図 問15 近所づきあいの程度 (一般市民)



(9) 地域での人と人との関わりについての考え

地域での人と人との関わりについての考えをみると、「自分の生活・時間を大切にしたいうえで、できる範囲で地域と関わりを持ちたい」(41.3%)が最も多く、次いで「隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい」(32.4%)、「住民が相互に協力して地域をよくする活動に参加していきたい」(10.7%)となっています。

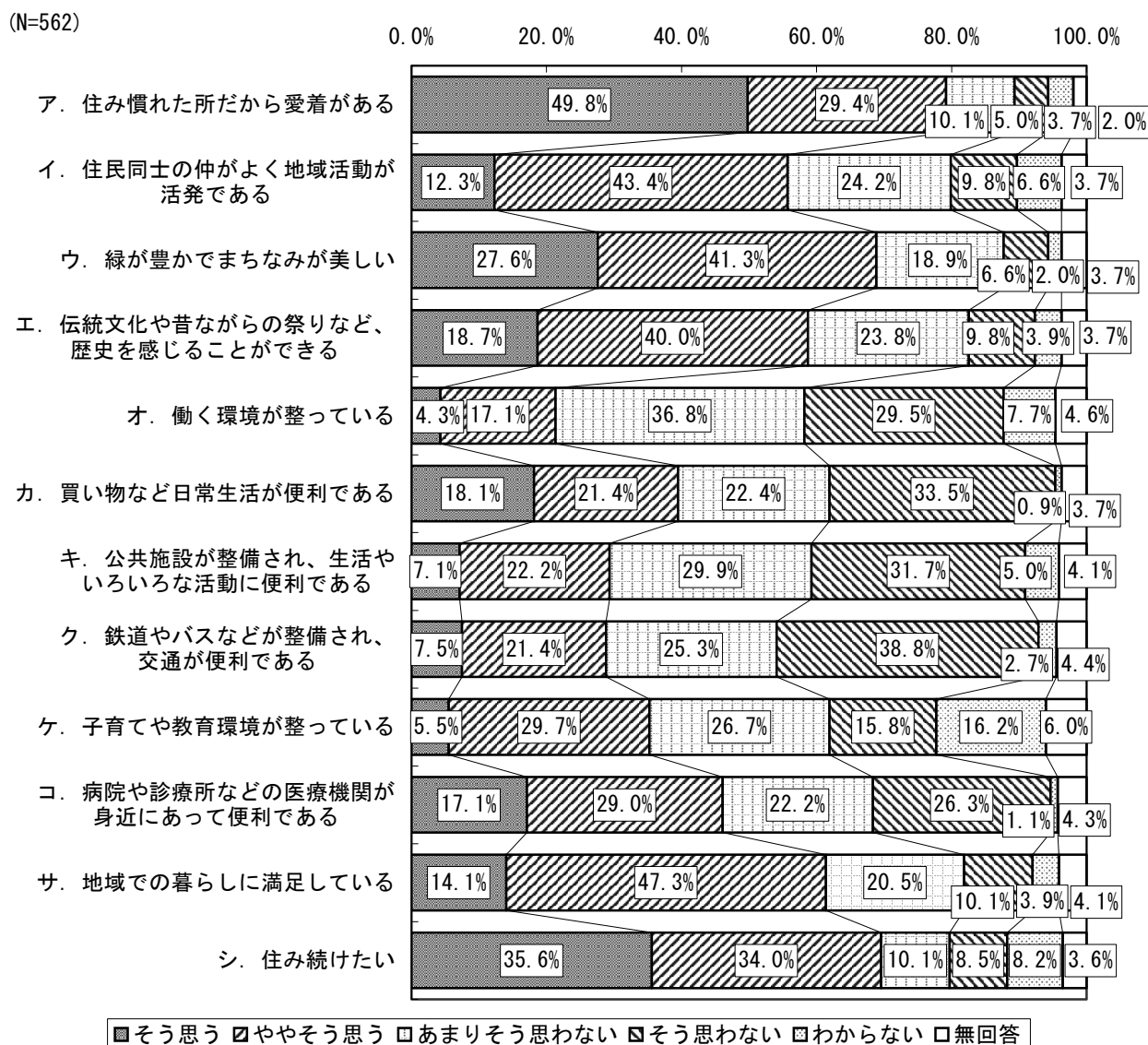
図 問16 地域での人と人との関わりについての考え（一般市民）



(10) 住んでいる地域について考えていること

住んでいる地域に感じることにについて、「そう思う」は「住み慣れた所だから愛着がある」(49.8%)が最も多く、次いで「住み続けたい」(35.6%)、「緑が豊かでまちなみが美しい」(27.6%)となっています。「そう思う」と「ややそう思う」を合わせると、「住み慣れた所だから愛着がある」、「住民同士の仲がよく地域活動が活発である」、「緑が豊かでまちなみが美しい」、「伝統文化や昔ながらの祭りなど、歴史を感じることができる」、「地域での暮らしに満足している」、「住み続けたい」は、それぞれ5割以上となっており、「住み慣れた所だから愛着がある」(79.2%)が最も多くなっています。

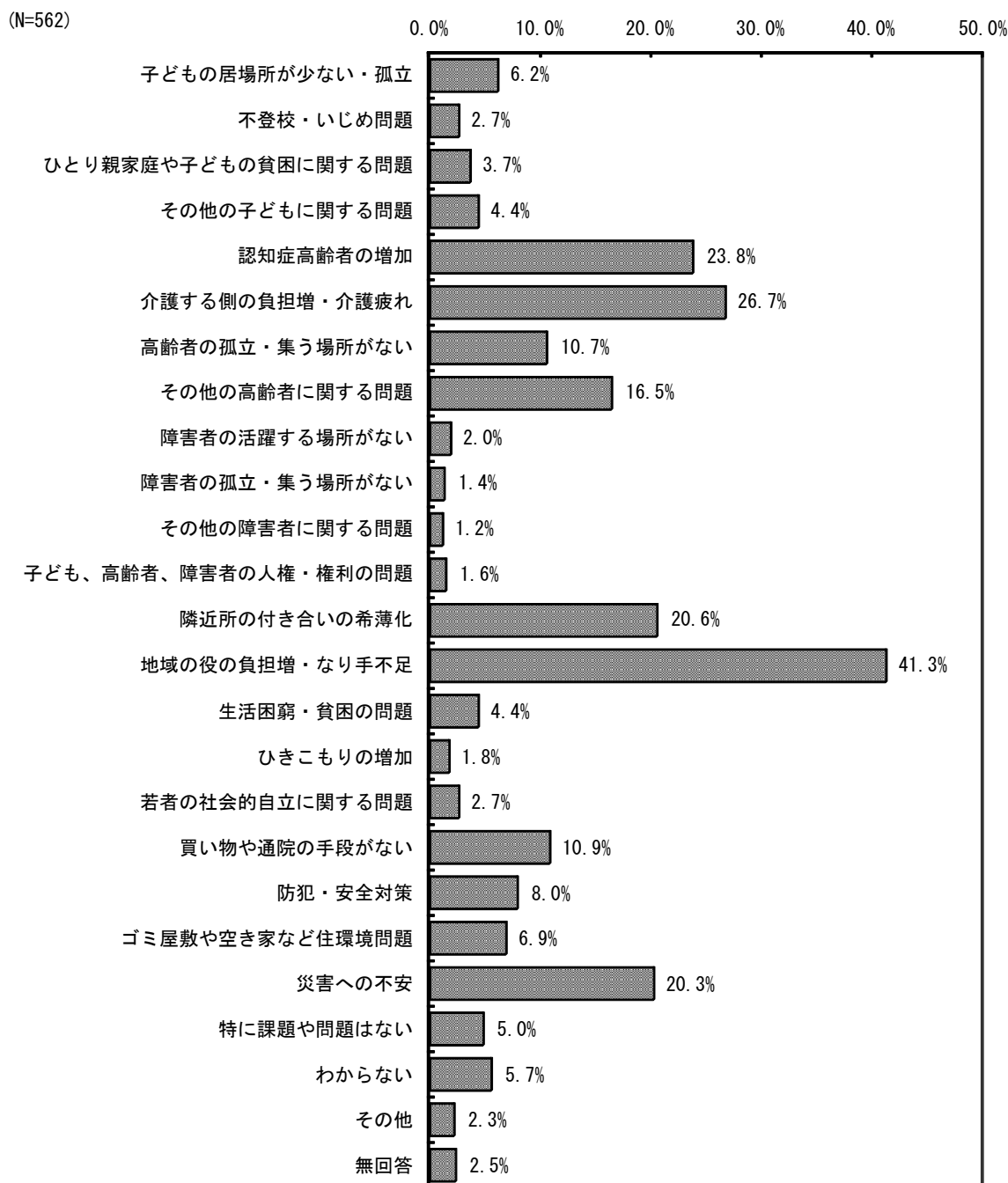
図 問17 住んでいる地域について考えていること (一般市民)



(11) 地域の課題や問題

地域の課題や問題をみると、「地域の役負担増・なり手不足」(41.3%)が最も多く、次いで「介護する側の負担増・介護疲れ」(26.7%)、「認知症高齢者の増加」(23.8%)となっています。一方、「特に課題や問題はない」は5.0%となっています。

図 問20 地域の課題や問題（3つ以内で複数回答）（一般市民）

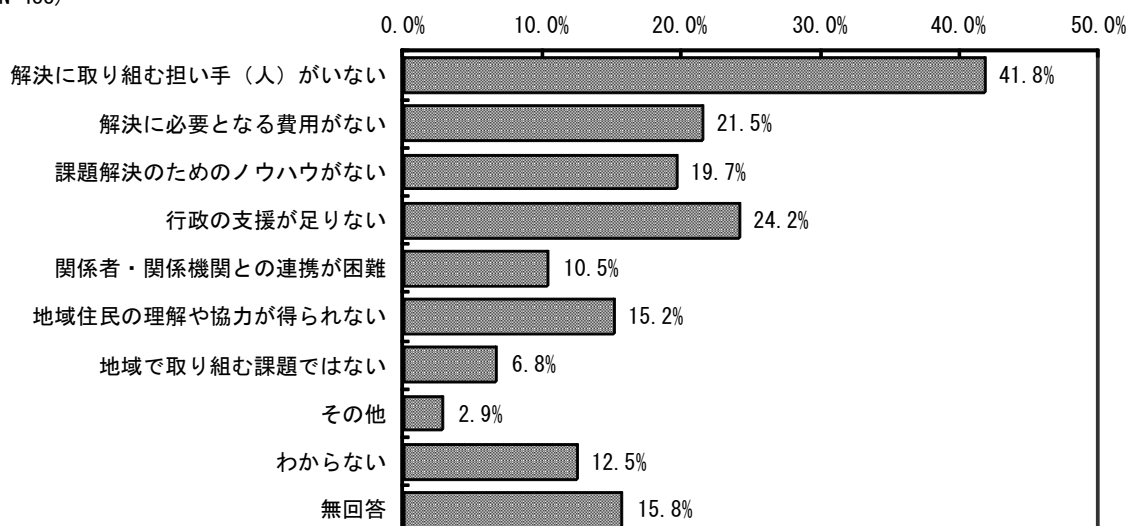


(12) 地域の課題や問題の解決を難しくしている要因

地域の課題や問題の解決を難しくしている要因をみると、「解決に取り組む担い手(人)がない」(41.8%)が最も多く、次いで「行政の支援が足りない」(24.2%)、「解決に必要な費用がない」(21.5%)となっています。

図 問2-1 地域の課題や問題の解決を難しくしている要因(複数回答)(一般市民)

(N=488)

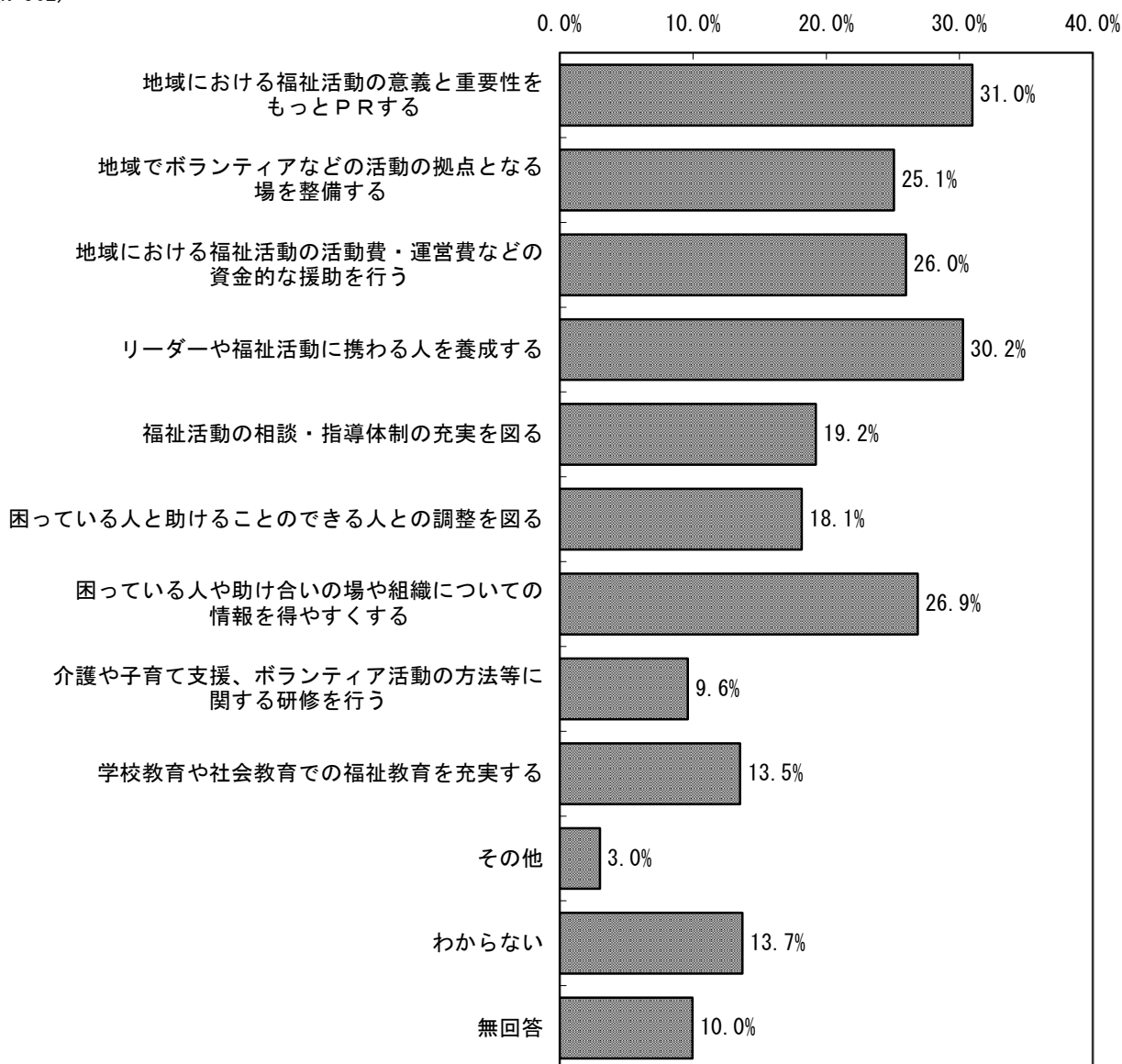


(13) 地域における助け合い、支え合い活動の活発化に重要なこと

地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことをみると、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」(31.0%)が最も多く、次いで「リーダーや福祉活動に携わる人を養成する」(30.2%)、「困っている人や助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」(26.9%)となっています。

図 問27 地域における助け合い、支え合い活動の活発化に重要なこと
(3つ以内で複数回答)(一般市民)

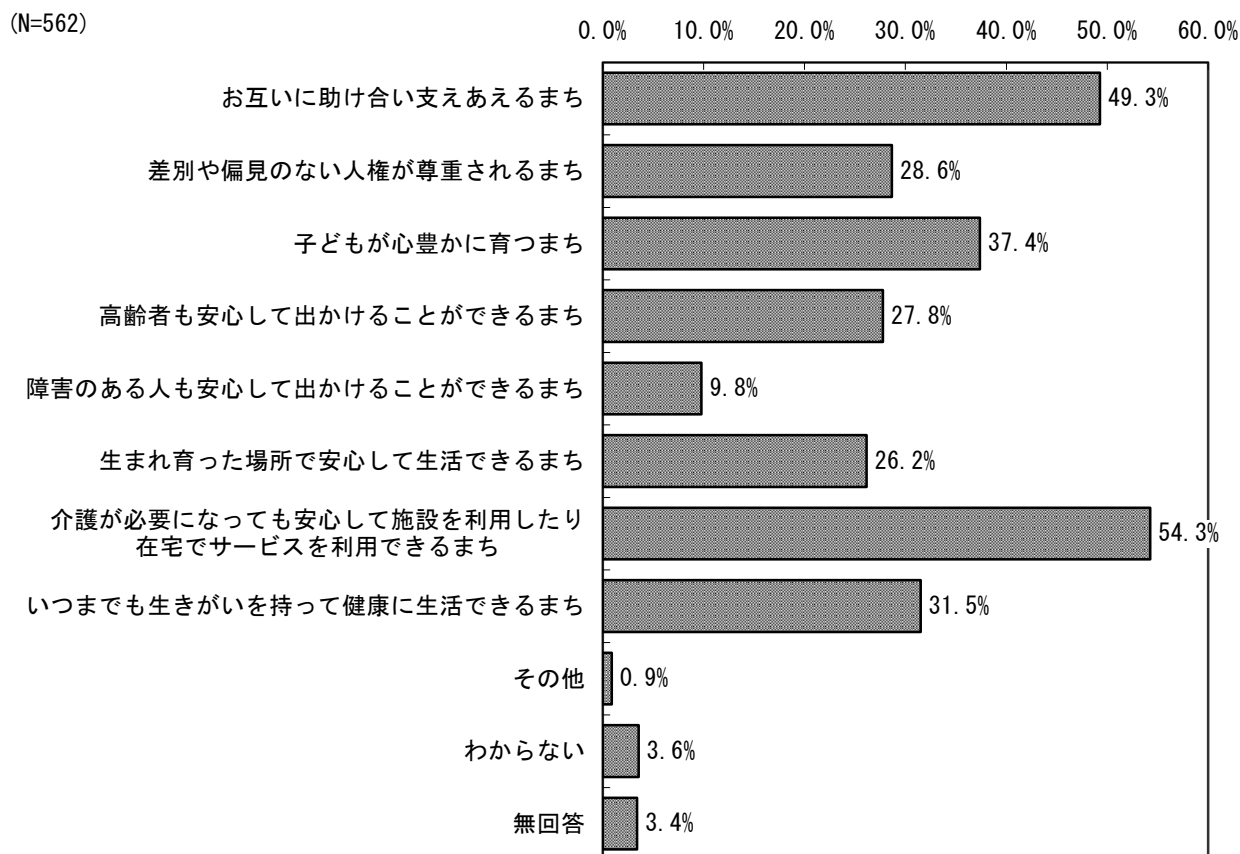
(N=562)



(14) 綾部市をどのような福祉のまちにしたい

綾部市をどのような福祉のまちにしたいかをみると、「介護が必要になっても安心して施設を利用したり在宅サービスを利用できるまち」(54.3%)が最も多く、次いで「お互いに助け合い支えあえるまち」(49.3%)、「子どもが心豊かに育つまち」(37.4%)となっています。

図 問31 綾部市をどのような福祉のまちにしたいか
(3つ以内で複数回答)(一般市民)



2. 綾部市地域福祉計画策定委員会設置要綱

綾部市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成16年3月25日

綾部市告示第13号

(設置)

第1条 綾部市における地域福祉に関する課題を明らかにし、市民の参加を得ながら総合的に推進する綾部市地域福祉計画を策定するため、綾部市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、所要の事務が終了したときまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、地域福祉担当課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

3. 綾部市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	氏名	団体名等
	荻野修一	社会福祉法人松寿苑総合施設長
	酒井保子	京都府女性の船「ステップあけぼの」綾部支部支部長
	岸本良平	部落解放同盟綾部地区協議会議長
	前田道子	あやべボランティア総合センター運営委員長
◎	高橋秀文	綾部市民生児童委員協議会会長
○	朝倉正道	社会福祉法人綾部市社会福祉協議会会長
	川端勇夫	あやべの作業所を育てる会会長
	高倉正明	綾部市自治会連合会
	田中丈夫	綾部市老人クラブ連合会
	朝子早苗	綾部市社会福祉協議会
	古和田貞之	社会福祉法人綾部福祉会あやべ作業所
	久木和子	綾部市保育協議会
	神内千恵子	綾部市母子寡婦福祉会
	梅原良典	中学校長会
	曾根庸行	NPO法人あやべ福祉フロンティア
	山下宣和	綾部市介護支援専門員協議会
	長澤直男	綾部市公民館連絡協議会
	熊内洋子	綾女ねっと
	山中史香	地域子育て支援センター
	桑原昭博	京都府中丹支援学校
	桑原常男	主任児童委員連絡会
	山内克也	京都府中丹東保健所
	西田紀子	一般公募
	広瀬泰千	一般公募

◎委員長、○職務代理

4. 社会福祉法（抜粋）

基本理念 総則

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

地域福祉計画・地域福祉支援計画

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第 108 条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

5. 計画の策定経過

日 程		会議の名称等	報告・議事内容等
令和元年	7月4日(木)	第1回綾部市地域福祉計画策定委員会	・綾部市地域福祉計画の見直しについて ・アンケート内容について ・ヒアリングの実施について
	6月20日(木) ～8月4日(日)	ヒアリング調査の実施	-
	7月26日(金) ～8月16日(金)	市民アンケート調査の実施	-
	10月31日(木)	第2回綾部市地域福祉計画策定委員会	・アンケート結果等について ・計画(案)の検討について
令和2年	2月5日(水)	第3回綾部市地域福祉計画策定委員会	・計画素案に対する協議について
	2月17日(月) ～2月28日(金)	パブリックコメントの実施	-

6. 用語解説

※本編で使用している用語のうち「*」が付いているものについて解説しています。

あ行	
あやバス	本市が平成17年4月から運行している、あやべ市民バスの愛称です。全9路線を定時定路線で運行し、効率的な運行に努めるとともに、中型バス、マイクロバスについては車椅子で乗車が可能なバリアフリー車両を導入するなど、「市民バス」として便利で安全な運行に努めています。
あやべ健康増進・食育推進計画	本市の健康や食育に関する基本的な考え方を示すとともに具体的な取組や指標を掲げ、健康づくりと食育を総合的かつ計画的に推進していくための指針となる計画です。
綾部市高齢者保健福祉計画	急激な高齢化の進展に伴うさまざまな課題に対応するため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定した計画です。介護保険の円滑な実施を図るとともに、高齢者が安全・安心で快適に暮らせる地域社会づくりを推進します。
綾部市障害者計画	リハビリテーションとノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人の「完全参加と平等」の実現と市民協働による「人・街・里が輝く市民都市・綾部」の実現を目指し、障害者施策を総合的に推進する計画です。
綾部市障害福祉計画	障害福祉サービスの基盤整備等の具体的な取組について、各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めた計画です。
綾部市総合計画	本市が描く都市像の実現を目指し、市が取り組む各事業の方向性や取組手法を明らかにした行政運営の指針となる計画です。また、市民や企業、関係団体と行政が協働して、計画実現に向けて行動するための道標の役割も果たしています。
あやべっ子すこやかプラン	子ども・子育て関連3法の規定に基づく子ども・子育て支援事業計画として、平成27年度から5年を1期とする「新・あやべっ子すこやかプラン」を策定しました。次期計画として、これまでの計画を継続しつつ、教育・保育・地域の子育ての支援を一層推進するための計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）です。

あんしんカード	<p>災害対策基本法の改正に伴い、市は「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられました。この名簿は高齢者台帳に基づいて作成され、綾部市では平成25年度から市、民生児童委員協議会及び社会福祉協議会と共同で要支援者の見守りのための「あんしんカード」の作成に取り組んでいます。両組織の他、消防・警察・自治会（自主防災組織）で共有し、災害時の避難行動支援や安否確認に活用します。</p> <p>年2回更新し、要支援者の情報更新や新規登録者の登録を行います。</p>
NPO	<p>特定非営利活動促進法（NPO法）にいう「特定非営利活動法人」だけでなく、民間非営利組織（Non Profit Organization）一般を意味します。本計画では、市民にとってよりよい公益的なサービス提供を行うための活動に取り組むすべてのボランティア団体及び市民活動団体を指します。</p>
FMいかる	<p>平成10年4月に開局した、地域に密着したきめ細かい情報を提供するコミュニティ放送局です。</p>
か行	
ガイドヘルパー	<p>視覚障害のある人や車椅子を利用している人、知的障害のある人等が外出する際に、歩行や車椅子の介助、あるいは、外出先での安全面に留意しながら自立した生活と社会参加を支援します。</p>
ケアマネジャー (介護支援専門員)	<p>介護サービス等を必要とする人がその人に応じた適切なサービスを受けられるようにケアプランを作成するとともに、ケアプランに基づくサービス利用のためのサービス事業者との連絡・調整、サービス提供の管理等を行う専門職です。</p>
さ行	
社会福祉協議会	<p>民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置されています。それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指して、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力等、様々な活動を行っています。</p>

シルバーサポーター	一人暮らし高齢者や認知症高齢者、その家族に対して必要なときに手を差し伸べたり、ちょっとした応援をしたりする人で、指定の講座を受講した人のことです。
シルバー・チャイルドハウス事業	高齢者が中心となったグループが児童との交流事業を実施することで、地域ぐるみの子育て支援を推進するとともに高齢者が生きがいをもって社会参加する活動です。
人権福祉センター	人権が尊重される豊かな社会の実現を目指し、福祉向上、人権啓発の推進、市民交流の拠点施設として、相談事業や地域交流事業、地域福祉事業等各種事業に取り組んでいます。
生活・介護支援サポーター（ゴールドサポーター）	地域の高齢者の個別の生活ニーズに応える、市民の主体性に基づき新たな住民参加サービス等の担い手となる人です。認知症サポーターやシルバーサポーターの内容に加え、対人援助や社会資源等、指定の講座（20時間）を受講しています。
成年後見制度	判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人を不利益から守る制度です。契約締結や費用支払等の財産管理、施設や介護サービスの選択等について契約等の法律行為を行うのが困難な場合に、後見人等を選任し、本人に代わり生活と財産を保護します。
成年後見制度利用促進法	成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年4月15日公布、同年5月13日施行）。成年後見制度の利用の促進について基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。
た行	
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです
地域子育て支援センター	就学前児童とその保護者及び妊婦を対象にその心身の健康保持増進のために、保育所に専用の場所と職員を配置し、子育て相談・指導及び保護者同士の交流事業や情報交換の場を提供します。
地域包括支援センター	高齢者が住みなれた地域で安心して生活するための相談窓口であり、介護・福祉・医療・健康等、さまざまな面から総合的に支援するための機関です。本市では、4箇所を設置しています。

な行	
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の本人と家族を温かく見守り、支援する応援者です。また、地域における相互扶助、協力、連携を推進しネットワークを築くとともに、まちづくりを担うリーダーとなることも期待されています。
は行	
バリアフリー	障害のある人や高齢者等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去する考え方です。段差等、物理的な障壁だけでなく、障害のある人等の社会参加を困難にしている情報・文化的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味も含んでいます。
ひきこもり	さまざまな要因によって、就労や就学等の自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態を指します。
P D C A サイクル	生産・業務プロセスにおける継続的改善手法のことで、P D C Aとは「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（点検・評価）」、「Action（対策・改善）」の頭文字を表しています。このサイクルは事業ごとに「P→D→C→A」と回って再度個々の事業の現状を把握し、見直し後の「P」に戻ります。このようにして事業の改善点を把握し新たなサイクルを回すことにより、事業の継続的な改善を繰り返し、施策全体の充実へつなげていきます。
ファミリー・サポート・センター事業	小学生までの児童を養育する保護者を対象に、地域で子育ての支援をするため、子育ての援助を受けたい人（おねがい会員）と子育ての援助を行いたい人（まかせて会員）がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業です。
ふれあいサロン	高齢者や障害のある人、子育て中の人等が、地域の中で孤立した生活をする事なく、レクリエーション等を通じて仲間とふれあいながら暮らせる社会を築くために、公共施設や集会所、個人宅等を活用して運営しています。
放課後学級	仕事等で昼間保護者が留守にしている家庭の小学生を対象に健全な育成を図るため、適切な遊び及び生活の場を提供しています。
放課後子ども教室	各小学校区において学校等を活用し、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに行う勉強やスポーツ・文化活動等の取組を実施しています。

ま行	
民生委員・児童委員	民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された地域福祉を担うボランティアです。同じ地域で生活する住民の一員として、住民から生活上のさまざまな相談に応じ、必要な支援や情報提供を行い、地域の専門機関へのつなぎ役としての役割を担っています。また、福祉関係者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力するほか、住民福祉の増進を担います。
向こう三軒両隣	自分の家の向かい側になる3軒の家と、左右2軒の隣家の他に、日頃親しく交際している近隣のことです。近所づきあいを大切にし、支え合う気持ちを大事にする地域の福祉をつくりあげていくことを意味しています。
や行	
U・Iターン就職	Uターン就職とは、地方で生まれ育った人が進学等で地元を離れた後、再び地元へ戻って就職することです。Iターン就職とは、都市部で生まれ育った人が地方で就職することです。
ユニバーサルデザイン	高齢者・障害のある人・子ども・妊産婦等みんなが使いやすい製品や住みやすい環境をつくりだそうという考え方です。

綾部市地域福祉計画

令和2年3月発行

綾部市 福祉保健部 社会福祉課

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

TEL 0773-42-4250

FAX 0773-45-8825

Email shakaifukushi@city.ayabe.lg.jp

